(愛媛県報平成15年12月26日第1521号外1別冊6)

宇和海における区画漁業の免許の内容たるべき事項等

免 許番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
宇区 第 1 号	第1種区	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	西宇和郡保内町川之石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡保内町川之石7の624の2番地地先丸 岩の標識 点 ア Aから西宇和郡保内町川之石松ヶ鼻見通し20メ ートルの点 イ Aから西宇和郡保内町川之石松ヶ鼻見通し120 メートルの点 ウ イから192度160メートルの点 エ アから192度160メートルの点	西宇和郡 保内町	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区第2号	第1種 区画漁 業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	西宇和郡保内 町川之石地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡保内町住吉鼻 点 ア Aから西宇和郡保内町西町防波堤突端見通し90 メートルの点 イ Aから西宇和郡保内町西町防波堤突端見通し39 0メートルの点 ウ イから270度100メートルの点 エ アから270度100メートルの点	西宇和郡 保内町	別記2及 び4のと おり
宇区 第 3 号	第1種 区画 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	西宇和郡伊方 町黒島地先	線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町黒島宮之浦鼻 B 西宇和郡伊方町黒島蛭子鼻から西へ50メートルの標識 点 ア A から 0 度60メートルの点	西尹兵兵之甫甫 及浦宇方、、浜、川び和町中仁、小中永豊郡大之田湊中浦田之	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第 4 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	八幡浜市大島 地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 / から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市大島音泊大島小学校前船着場南端から 護岸沿い南へ60メートルの標識 B Aから護岸沿い南へ70メートルの標識 点 ア Aから127度110メートルの点 イ Bから127度130メートルの点	八幡浜市	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区第5号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	八幡浜市大島 地先	A ア、アイ及びイ B の 3 直線と A B 間の最大低潮時海岸線 / から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市地大島地の島浦鼻の標識 B 八幡浜市地大島長浦鼻 点 ア A から 0 度150メートルの点 イ B から 5 度150メートルの点	八幡浜市	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区第6号	第1種漁	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡吉田 町大字深浦地 先		北宇和郡 吉田町	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第 7 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡吉田 町大字深浦地 先		北宇和郡 吉田町	別記 2 及 び 4 のと お り

免 許 番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又 は条件
					堤)西側付根見通し250メートルの点 イ Cから北宇和郡吉田町大字白浦外字カキガ尻55 見通し300メートルの点 ウ Cから北宇和郡吉田町大字白浦外字カキガ尻55 見通し80メートルの点 エ Dから北宇和郡吉田町大字白浦3085 - 1 (大石) 見通し線とウから北宇和郡吉田町大字深浦1 - 1 (松ヶ鼻)見通し線との交点		
宇第 8 号	第1四	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇大字深浦地	Bア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオCの6直線とBC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字深浦3-1(健雄神社鳥居)中央 B 吉田町大字深浦番外15番地2の標識 C 北宇和郡吉田町大字深浦2-534-1(深浦防波堤)南側付根 D 北宇和郡吉田町大字深浦1-1-1(松ヶ鼻)突端 点 ア Bから北宇和郡吉田町大字白浦3085-1(大石)見通し線とイから北宇和郡吉田町大字深浦1-1-1(松ヶ鼻)見通し線との交点イ Aから北宇和群吉田町大字白浦外字カギガ尻55見通し80メートルの点ウ Aから北宇和郡吉田町大字白浦外字カギガ尻55見通し300メートルの点エ Dから北宇和郡吉田町大字白浦外23西側角(下り松)見通し200メートルの点オ Dから北宇和郡吉田町大字白浦外23西側角(下り松)見通し線とCから北宇和郡吉田町大字法花津2108-4(浜中央がんぎ)見通し線との交点	北宇和郡吉田町	別記 2 及と おり
宇区第9号	第1種選業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡吉田 町大字深浦地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字深浦2-494-1南側角の標識 B 北宇和郡吉田町大字深浦2-490南側角の標識 点 ア Aから北宇和郡吉田町大字深浦1-1-3(松ヶ鼻防波堤)北側付根見通し30メートルの点 イ Bから北宇和郡吉田町大字深浦1-2-3(水谷新田)北角見通し30メートルの点	北宇和郡 吉田町	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第10号	第1種漁	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡吉田町大字深浦地先	Bア、アイ及びイCの3直線とCB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 北宇和郡吉田町大字深浦2-534-1(深浦防波堤)南側付根 B 北宇和郡吉田町大字深浦2-3-1(中川河口東角)から護岸沿い東へ10メートルの標識C 北宇和郡吉田町大字深浦1-1-1(松ヶ鼻)点ア Aから北宇和郡吉田町大字法花津6-194-1(浜中央がんぎ)見通し80メートルの点イ Cから北宇和郡吉田町大字白浦外23西側角(下り松)見通し線とAから北宇和郡吉田町大字法花津6-194-1(浜中央がんぎ)見通し線との交点	北宇和郡吉田町	別記 2 及 び 4 の と お り
宇区 第11号	第1種区業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡吉田 町大字法花津 地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 北宇和郡吉田町大字深浦1-1-1(松ヶ鼻)B 北宇和郡吉田町大字法花津1-171(小磯の溝)西端 C 北宇和郡吉田町大字法花津1-426-1中央の	北宇和郡吉田町	別記 2 及 び 4 の お り

免 許 番 号	漁 業 種 類	漁業の名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					標識 点 ア Aから北宇和郡吉田町大字白浦外23西角(下り 松)見通し200メートルの点 イ Bから北宇和群吉田町大字白浦3076(荒網代と ガネダ境界)見通し400メートルの点 ウ Bから北宇和郡吉田町大字白浦3076(荒網代と ガネダ境界)見通し75メートルの点 エ Cから北宇和郡吉田町大字白浦3033 - 3(こう らの鼻)見通し85メートルの点		
宇区 第12号	第1画	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡吉田町大字法花津地先	Bア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とBC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 北宇和郡吉田町大字法花津1-171(小磯の溝)西端 B 北宇和郡吉田町大字法花津1-426-1中央の標識 C 北宇和郡吉田町大字法花津1-294-3(法花津防波堤西側付根から西へ40メートル)の標識点 ア Bから北宇和郡吉田町大字白浦3033-1(こうらの鼻)見通し85メートルの点 イ Aから北宇和群吉田町大字白浦3076(荒網代とガネダ境界)見通し75メートルの点 ウ Aから北宇和郡吉田町大字白浦3076(荒網代とガネダ境界)見通し75メートルの点 エ Cから北宇和郡吉田町大字白浦2775番地東角見 通し300メートルの点	北宇和郡吉田町	別記 2 及 び 4 の と お り
宇区 第13号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡吉田町大字白浦地先	A ア及びア B の 2 直線と A B 間の最大低潮時海岸線から30 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字白浦 2 - 767 - 1 (おやしき浜西角から西へ24メートル)の標識 B 北宇和郡吉田町大字白浦2367 - 3 の標識 点 ア A から北宇和郡吉田町大字白浦日の平、中島川河口見通し線と B から北宇和郡吉田町大字深浦 2 - 534 - 1 (深浦防波堤)南側付根見通し線との交点	北宇和郡吉田町	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第14号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡吉田町大字白浦地先		北宇和郡 吉田町	別記 2 及 び 4 の お り
宇区 第15号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡吉田 町大字白浦地 先		北宇和郡 吉田町	別記 2 及 び 4 の と お り

免 許 番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又 は条件
					点 ア Aから北宇和郡吉田町大字深浦池の浦川口河口 見通し180メートルの点 イ Bから北宇和郡吉田町大字深浦1-1-1(松 ヶ鼻)見通し200メートルの点 ウ Dから北宇和郡吉田町大字法花津7-476-2 (与村井防波堤)突端見通し300メートルの点 エ Dから北宇和郡吉田町大字法花津7-476-2 (与村井防波堤)突端見通し70メートルの点 オ Cから北宇和郡吉田町大字法花津児島見通し70 メートルの点		
宇区第16号	第1種漁工	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡吉田 町大字白浦地 先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 北宇和郡吉田町大字白浦外130地先(こうすけ岩)南端標識 B 北宇和郡吉田町大字白浦外字カギガ尻55から西へ70メートルの標識 点 ア Aから北宇和郡吉田町大字白浦外646(筋防波堤)北側突端見通し80メートルの点イアから北宇和郡吉田町大字深浦3-233-3地先(小コ島)西鼻見通し300メートルの点ウ Bから北宇和郡吉田町大字深浦池の浦川河口見通し180メートルの点	北宇和郡 吉田町	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第17号	第1種区	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡吉田 町大字白浦地 先	A ア及 びア C の 2 直線と A C 間の最大低潮時海岸線から10 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字白浦外646 (筋防波堤) 北 側突端 B 北宇和郡吉田町大字白浦外130地先(こうすけ 岩)南端の標識 C 北宇和郡吉田町大字白浦外274東角標識 D 東宇和郡明浜町大字俵津3-166 (宮崎川河口)	北宇和郡 吉田町	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第18号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡吉田 町大字白浦地 先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 北宇和郡吉田町大字白浦外646(筋防波堤)北側突端 B 北宇和郡吉田町大字白浦外647地先(ピヤクシ立岩) C 北宇和郡吉田町大字白浦外274東角標識点 ア Aから北宇和郡吉田町大字白浦外130地先(こうすけ岩)南端標識見通し線とCから東宇和郡明浜町大字俵津3-166(宮崎川河口)見通し線との交点 イ Cから東宇和郡明浜町大字俵津3-166(宮崎川河口)見通し445メートルの点 ウ Bから東宇和郡明浜町大字俵津字大コ島西鼻見通し250メートルの点	北宇和郡吉田町	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第19号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡吉田 町大字白浦地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 北宇和郡吉田町大字白浦外647地先(ビヤクシ立岩) B 北宇和郡吉田町大字白浦外658地先(ハエノコ護岸)中央土管の標識点ア Aから東宇和郡明浜町大字俵津字大コ島西端見通し250メートルの点イ Bから東宇和郡明浜町大字俵津9-419(根崎鼻)見通し400メートルの点	北宇和郡吉田町	別記 2 及 び 4 のと おり

免 許 番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域 地元地区	制限又 は条件
宇区第20号	1 種漁	真葉	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡吉田田大字白浦地	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とAB間の最大 低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字白浦外658地先(はえのこ 護岸)土管中央の標識 B 北宇和郡吉田町大字河内甲2357 - 3 (坊主岩) C 北宇和郡吉田町大字河内外762 - 1 地先東角の 標識 点 ア Aから東宇和郡明浜町大字俵津9 - 419(根崎 鼻)見通し400メートルの点 イ Cから東宇和郡明浜町水越島灯台見通し280メートルの点 ウ Cから東宇和郡明浜町水越島灯台見通し160メートルの点 カ Cから東宇和郡明浜町水越島灯台見通し160メートルの点 エ Bから東宇和郡明浜町大字狩浜4 - 2 (だけの 鼻西端)見通し100メートルの点	別記 2 及 け おり
宇区 第21号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡吉田 町大字浅川地 先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 北宇和郡吉田町大字浅川113-1地先(埋立地東角) B 北宇和郡吉田町大字浅川116地先(埋立地中央石段) 点ア Aから北宇和郡吉田町大字知永丁1803地先(からとのパラペット東側)見通し65メートルの点イ Bから北宇和郡吉田町大字知永丁1895地先(すずめだ落し)見通し65メートルの点	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第22号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡吉田 町野島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字南君字野島山3094立岩から 東へ50メートルの標識 点 ア Aから北宇和郡吉田町大字奥浦字鎌ヶ崎甲49-2(竜王鼻)見通し400メートルの点 イ Bから北宇和郡吉田町大字南君41-2(高森山山頂)見通し400メートルの点	別記 2 及 び 4 の と おり
宇区 第23号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡吉田町野島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡吉田町大字南君字野島山3094(立岩) から東へ200メートルの標識 B 北宇和郡吉田町大字南君字野島山3094東端の標識 点ア Aから北宇和郡吉田町大字南君字馬ヶ碆1367地 先(旧採石場)西端見通し280メートルの点 イ Bから北宇和郡吉田町大字南君字馬ヶ碆1399-1 (パラペット)西端見通し310メートルの点	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第24号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡吉田町野島地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オF、Dカ、カキ及びキB間の9直線と、AB間とDF間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 北宇和郡吉田町大字南君字野島山3094(立岩)から東へ50メートルの標識B 北宇和郡吉田町大字南君字野島山3094(立岩)から東へ200メートルの標識C 北宇和郡吉田町大字南君字野島山3094(立岩)から東へ250メートルの標識D 北宇和郡吉田町大字南君字野島山3094東端標識E 北宇和郡吉田町大字南君字野島山3094南中角の標識 F 北宇和郡吉田町大字南君字野島山3094(旧石採	別記 2 及 び 4 の と お り

免 許 番 号	漁 業 種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置		漁	場	o o	X	域	地元地区	制限又 は条件
						ア イウエ オ カ キ 山 C D かいかい	見通U500 高字和島で る字和島で る。 る。 なった る。 なった なった なった なった なった なった なった なった なった なった)メート) サート かまま かまま かり	Vの点 見通し500 通し400メ ケ峰中央 端見通し3 大字ートル	馬ヶ碆1329 - 3		
宇区 第25号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡吉田 町野島地先	線から10 基点 点	メートルの A 北宇 場の標 B 北宇 窟 ア Aかり	の線とに。 和郡吉田昭 哉 和郡吉田昭 ら宇和島で	よって囲 町大字南 町大字南 市高島西	まれた区 君字野島 君字野島 端見通し	最大低潮時海岸 域 山3094南側石採 山3094鷹の子洞 300メートルの 300メートルの	北宇和郡吉田町	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第26号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市下波地先	点基 点		島市下波。 6141度15 653度278 654度418	とびの子 分26秒1 分44秒72 分24秒16	鼻に設置: 07メート。 メートル・ 1メートル	の点 /点	宇和島市下波	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第27号	第1種区無業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市下波地先	基点	A 宇和! 岩場に ア A か! イ A か! ウ A か!	島市下波4 设置されが 6164度39 6128度52 6110度04	1790番地 た金属鋲 9分47秒1 2分08秒6 1分52秒1	先島津竜 69メート	の点 ルの点	宇和島市下波	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第28号	第1種区無	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市下波地先	基点	A 宇和!	島市下波4 设置されが 6143度45 6127度51	1790番地 た金属鋲 6分54秒4 分58秒3 6分03秒4	先島津竜 55メート。 55メート。 91メート。	ルの点 ルの点	宇和島市下波	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第29号	第1種区無	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市下波地先	た区域基点点	A 宇和!	島市島津原 こ金属鋲 ら260度09 ら276度46 ら359度22 ら22度513	遂道抗口 9分25秒2 5分41秒3 2分03秒4 分03秒36	から南へ6 05メート。 01メート。 40メート。	ルの点 ルの点 _v の点	宇和島市下波	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第30号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市下波 地先	点基点	A 宇和!	島市下波5 6西150メ 6345度27	5516番地 ートル码 7分53秒3	愛媛県水 機に設置さ 5メートル		宇和島市下波	別記 2 及 び 4 のと お り

免 許番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					ウ A から289度05分55秒369メートルの点 エ A から346度11分27秒197メートルの点		
宇区 第31号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波仏碆岩場に設置された金属鋲点 ア Aから158度16分25秒469メートルの点イ Aから161度13分02秒642メートルの点ウ Aから171度24分31秒670メートルの点エ Aから264度04分31秒233メートルの点オ Aから277度46分38秒60メートルの点	宇和島市下波	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第32号	第1種区無業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市下波地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市下波仏碆岩場に設置された金属鋲 点 ア A から318度18分42秒161メートルの点 イ A から282度40分48秒285メートルの点 ウ A から298度01分54秒355メートルの点 エ A から327度35分30秒266メートルの点	宇和島市下波	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第33号	第 1 種 区画漁 業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市遊子 地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、宇和島市遊子明越桟橋南端から同市鳥首島南端見通し線の北側航路幅50メートルの区域を除く。 基点 A 宇和島市遊子網代鼻 B 宇和島市遊子5386番地前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市遊子梅崎鼻見通し線とBから同市遊子6129番地(二並島)東端見通し線との交点	宇和島市 遊子	別記 2 及 び4 のと おり
宇区第34号	第1種漁	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市遊子 地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、宇和島市遊子黒ダキ鼻から同市遊子小矢野浦隧道坑口見通線との交点ウと島網代鼻Bを結ぶ線の東側航路幅50メートルの区域を除く。基点 A 宇和島市遊子寺崎鼻 B 宇和島市遊子寺崎鼻 C 宇和島市遊子山崎鼻 C 宇和島市遊子山崎鼻 点 ア Aから宇和島市島首島北端見通し線とCから同市遊子6129番地(二並島)西端見通し線との交点イ Cから宇和島市遊子二並島西端150メートルの点	宇和島市 遊子	別記 2 及 び 4 の と お り
宇区 第35号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市遊子地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子甘崎防波堤東側突端 B 宇和島市遊子小矢の浦鼻 C 宇和島市遊子小矢の浦作業団地護岸西端の標識 点 ア Bから宇和島市遊子6128番地(二並島)西端見 通し150メートルの点 イ Bから宇和島市遊子梅崎鼻見通し150メートル の点 ウ Cから宇和島市遊子鶏小島西端見通し150メートルの点	宇和島市遊子	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第36号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市遊子地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって 囲まれた区域 基点 A 宇和島市遊子6128番地(二並島)南東端 B 宇和島市遊子高島西橋 点 ア Aから140度350メートルの点 イ Bから185度520メートルの点 ウ Bから165度810メートルの点 エ Bから143度710メートルの点 オ Bから141度1,080メートルの点 カ Aから140度1,100メートルの点	宇和島市遊子	別記 2 及 び 4 のと おり

免 許 番 号	漁 業 種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置		漁	場	Ø	×	<u>ζ</u>	域	地元地区	制限又 は条件
宇区 第37号	第 1 種 区 選 業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市遊子高島地先	た区域基点	A 写 ア A ウエ	三和島市 三和島市 A から194 A から165 B から51/ B から312	エオ及び 遊子高島: 遊子高島: 4度80メー 5度160メ 度90メー 2度50メー 3度100メ	東端 家烏南舅 - トルの! - トルの点 トルの!	】 点)点 点	よって囲まれ	宇和島市遊子	別記 2 及 び4のと おり
宇区 第38号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市遊子 高島地先	低潮時海 。ただし 基点	ラン A B ア イ ウ エ オ 岸 A B ア イ ウ エ オ 線	いら100 メ結 いら 100 メ に 100 メ に 100 メ に 100 メ いか メ いか メ いか メ いか メ いか メ ら に 100 メ いか メ ら り いか メ ら り り り り り り り り り り り り り り り り り り	ートルの ぶ線の北 遊子高島 遊子郡郡点 宇和の郡点 宇ルの郡点 宇和線850メ	の線側宮東田 田 田(高) とに解西 オーナーナー 大 ナート島 トートー リー・アード アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア	よってほう まって まって まって まって まって まっこう まっとう まっとう まっとう まっとう まっとう まっとう まっとう まっと	A B間の最大囲まれた区域 トルは除く。 島西端見通 し 島西端見 手鼻 線630メート	宇和島市遊子	別記 2 及 び 4 の お り
宇区 第39号	第1種 四 業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市遊子 高島地先		A B アイウ A B A A D A A D A A D A A D A A D A D A	三和島市 三和島市 A から円 A から円 B から北 3 から北 00メート	遊子高島 遊子高島 頼浮標見 宇和郡吉 ・ルの郡 宇和郡点	西端 宮越西端 通し210, 通し600, 田町大字	端の標識 メートル メートル メートル 学南君野	レの点	宇和島市遊子	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第40号	第1種 区画 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市遊子高島地先	基点	A 字 ア A ウ A	F和島市i A から300 A から344 A から352	びエアの 遊子高島 D度30分1 4度1 ,090 2度850メ 4度775メ	西端 ,030メー メートル ートルの	- トルの ₂ の点 3点	囲まれた区域	宇和島市遊子	別記2及 び4のと おり
宇区 第41号	第 1 種 区 選 業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市遊子地先	基点	A 字 B 字 イ ウ	F和島市 F和島市 A から 6 J B から310 B から212	びエアの 遊子おも 遊子美地 度385メー)度200メ 2度165メ 度30分150	てん田舅 島西端 - トルの! ートルの ートルの	東端の 点)点)点	囲まれた区域 標識	宇和島市遊子	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第42号	第1種区業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市遊子地先	基点	A 字 B 字 アイ ウ	F和島市) F和島市) A から54月 B から306 B から250	びエアの 遊子おも 遊子押前: 度120メー 5度170メ 0度150メ 9度130メ	てん田鼻 鼻消波堤 - トルの! ートルの ートルの	東端の 建西側突 点)点)点		宇和島市遊子	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第43号	第1種 区 <u>画</u> 漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市遊子 地先	直線によ	tって囲 A 写	囲まれた[□和島市		鼻		及びクアの 8 標識	宇和島市遊子	別記 2 及 び 4 のと おり

免 許番 号	漁 業 種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置		漁	墤	三	o	X	域	地元地区	制限又 は条件
					点	イウエオカキ E	A から8 A から10 A から9 B から3 B から3	2度30分 04度21 4度390 3度30分 79度16 00度19	}200メ- 0メート メート/	νの点 トルの点 ルの点 ルの点			
宇区 第44号	第1種区業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蒋淵地先	域 基点	A ミア ルウ E	宇和島市 宇和島市 A から1 A から1 B から1	7蒋淵2 7蒋淵2 70度88 70度1, 70度87	227番地 292番地 0メート	うつぎ北角 先の標識 ルの点 トルの点 ルの点	て囲まれた区	宇和島市蒋淵	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第45号	第1種区業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蒋淵地先	基点	A デ ア // イ //	宇和島市 A から T A から T A から T	京蒋淵2 京波仏望 京波仏望 47度79	092番地 啓見通し	落の鼻突端 200メートル 450メートル ルの点	ルの点	宇和島市蒋淵	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第46号	第1種区	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蒋淵地先	基点	A B F A A A A A A A A A A A A A A A A A	宇和島市 宇和島市 A から宇 B から宇 点 B から宇	5 蒋淵2 5 蒋淵2 ○ 和島市 ○ 和島市	092番地 224番地 5下波仏 5下波竜 5下波竜	落の鼻突端 美砂子護岸 碆見通し70 王鼻見通し 王鼻見通し	囲まれた区域 記の南角標識 0メートルの点 250メートル 20メートルの 0メートルの点	宇和島市蒋淵	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第47号	第1種漁	真珠養	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蒋淵地先	囲まれた 基点	区ABCア イ ウエオ	宇へ テヘ レヘ レス か	5蒋淵2 1度72 5 5 7 7 7 8 8 8 1 8 8 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8	053番地 メートル 091番地 5蒋淵27	西角標識 の標識 押抜突ボッ 5番地千碆 り りの点 レの点 レの点	直線によって 見通し20メー 見通し100メー	宇和島市	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第48号	第1種区業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蒋淵地先	基点	とは A 写 B 写 ア A し4 イ E	こよって 宇和島市 A から HO メート B から	囲まれ 可容淵1 可容淵1 で和島市 に和島市	れた区域 994番地 994番地 5蒋淵10	新浜作業場新浜作業場 新浜作業場 30番地真珠 2番地細木	低潮時海岸線 西角の標識 東角の標識 員作業場見通 軍河護岸の東	宇和島市蒋淵	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第49号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蒋淵 地先	とによっ 基点	て囲 A F B F	まれた区 宇和島市 宇和島市	☑域 5蒋淵1 5蒋淵1	994番地 994番地	新浜作業場 新浜作業場	低潮時海岸線 西角 西角の標識 の標識見通し	宇和島市蒋淵	別記 2 及 び 4 のと おり

免 許番 号	漁 業 種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域 地元地区	制限又 は条件
					40メートルの点 イ Bから宇和島市蒋淵1030番地真珠貝作業場見通 し40メートルの点	
宇区 第50号	第1種 区画漁 業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蒋淵 地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蒋淵1692番地東角の標識 B 宇和島市蒋淵1709番地作業場西角の標識 点 ア Aから宇和島市蒋淵1045番地真珠作業場南角見 通し50メートルの点 イ Bから宇和島市蒋淵1009番地北角見通し85メートルの点	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第51号	第1種 区画漁 業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蒋淵 地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 とによって囲まれた区域 基点 A Bから護岸沿い北へ15メートルの標識 B 宇和島市蒋淵1074 - 2番地前護岸南角 点 ア Aから宇和島市蒋淵1071番地北角見通し35メートルの点 イ Bから宇和島市蒋淵1993番地宿の浦はいたか神 社見通し40メートルの点	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第52号	第1種区無	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蒋淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域基点 A 宇和島市蒋淵1074 - 2番地前護岸沿い北へ15メートルの標識B 宇和島市蒋渕1068番地前護岸南角の標識点ア Aから宇和島市蒋淵1993番地宿の浦はいたか神社見通し35メートルの点イ Bから宇和島市蒋淵2033番地西角見通し35メートルの点	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第53号	第1種区無	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蒋淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域基点 A 宇和島市蒋淵1043番地北角前護岸の標識 B 宇和島市蒋淵1068番地北角前護岸の標識 点 ア Aから宇和島市蒋淵2011番地神明神社見通し55メートルの点 イ Bから宇和島市蒋淵2033番地西角見通し50メートルの点	別記 2 及 び 4 の と お り
宇区第54号	第1種区画漁業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蒋淵地先	トロトゥオ囲まれた区域 蒋淵	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第55号	第1種区無	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蒋淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域基点 A 宇和島市蒋淵917番地西角の標識 B 宇和島市蒋淵913番地西角の標識 点 ア Aから宇和島市蒋淵452番地細木運河護岸の西角見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市蒋淵457番地よせが浦西角見通し50メートルの点	別記 2 及 び 4 の と お り
宇区 第56号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蒋淵地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蒋淵515-7番地天神鼻埋立護岸北角 B Aから護岸沿い西へ55メートルの標識	別記 2 及 び 4 のと おり

免 許番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置		漁	場	0	X	域	地元地区	制限又 は条件
						見通し70	メートノ 宇和島市	レの点		小学校前西鼻		
宇区 第57号	第1種 区画漁 業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蒋淵 地先	A ア及び メートルの 基点 A E C 点 ア	O線とによ ・宇和島 ・宇和島 ・宇和島	って囲ま 市蒋淵5 市蒋淵5 市蒋淵 E 宇和島市	まれた区 15 - 7番 02番地ほ 3メート 5蒋淵45	域 香地天神鼻 ffら山突端 ル四二二		宇和島市蒋淵	別記 2 及 び 4 の おり
宇区 第58号	第1種区業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蒋淵地先	基点 A E 点 フ	宇和島 B Aから Aから Aから Bから	市蒋淵1 南東へ海 220度39 220度27 220度48	89番地石	i原鼻 い680メー ルの点 ルの点 ルの点	て囲まれた区域・トルの標識	宇和島市蒋淵	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第59号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蒋淵地先	とによって 基点 A E 点 ア	で囲まれた A 宇和島 B 宇和島 ア A から 岸北角見	区域 市蒋淵9 市蒋淵9 宇和島市 通し602 宇和島市	77番地作 78番地作 5落数51 5 イントル ち 存淵46	■業場北角 ■業場北角 5 - 7番地 の点	大低潮時海岸線 前護岸の標識 前護岸の標識 大神鼻埋立護 南角前護岸の	宇和島市蒋淵	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第60号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蒋淵 地先	基点 A E 点 ア イ	s 宇和島島 メートかっ ハース A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	市蒋淵2 市蒋淵1 の標識 宿の浦1 宿の浦1 220度70	15番地小 89番地石 827番地 827番地 0メート	が東端の に原鼻から を寺見通 を寺見通	て囲まれた区域 碆 海岸線沿い660 レ670メートル し550メートル	宇和島市 蒋淵	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第61号	第1種	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蒋淵地先	基点 A 基点 E 点 フ	、 宇 宇 宇 子 ト か ー か ら る ら の の ら る ら り の ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	市蒋淵2 市蒋淵1 の標識 宿の浦1 宿の浦1 220度89	15番地小 89番地石 827番地 827番地 0メート	、池東端の 原鼻から 庵寺見通 庵寺見通	て囲まれた区域 碆 海岸線沿い720 し870メートル し750メートル	宇和島市	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第62号	第1種区選業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蒋淵地先	基点 A E 点 フ	末 宇和島 B Aから Aから Bから	市蒋淵3 海岸線沿 45度300 45度250 45度50>	757番地 品い東南 メートル メートル メートル	からと鼻 へ100メー レの点 レの点 の点	て囲まれた区域・トルの標識	宇和島市蒋淵	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第63号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蒋淵地先		宇和島	市下波力		碆南端	て囲まれた区域	宇和島市蒋淵	別記2及 び4のと おり

免 許 番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域 地元地区	制限又 は条件
					点 ア Aから宇和島市蒋淵2225番地美砂子鼻見通し13 0メートルの点 イ Aから宇和島市蒋淵2225番地美砂子鼻見通し30 2メートルの点 ウ Bから宇和島市蒋淵大鵜留止島島頂見通し312 メートルの点 エ Bから宇和島市蒋淵大鵜留止島島頂見通し140 メートルの点	
宇区 第64号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とABの最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 宇和島市戸島平根岩 B 基点Aから海岸線沿い西へ100メートルの平根標識 点 ア 宇和島市戸島平パエから松ケ山鼻見通し70メートルの点 イ 宇和島市戸島平パエから松ケ山鼻見通し170メートルの点	別記 2 及 び 4 の と お り
宇区 第65号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島地先	A B 及び B C の 2 直線と A C 間の最大低潮時海岸線から20 宇和島市 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島塩屋ケ尻の標識 B 宇和島市戸島沖碆頂 C 宇和島市戸島松ケ山鼻	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第66号	第1種区業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島地先	Aア、アB及びBCの3直線とAC間の最大低潮時海岸線 宇和島市 から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島まもと鼻 B 宇和島市戸島みたら碆頂 C 宇和島市戸島双子碆東角端 点 ア Aから宇和島市戸島大小島北端見通し50メート ルの点	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第67号	第1種区画漁業	直珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島地先	A ア及びア B の 2 直線と A B 間の最大低潮時海岸線から50 宇和島市 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島赤崎岩 B 宇和島市戸島権現神社鳥居前 点 ア A から宇和島市蒋渕黒島東端見通し230メート ルの点	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第68号	第1種区典業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域宇和島市基点 A 宇和島市戸島丸山標識 B 宇和島市戸島大内浦標識 点 ア Aから145度190メートルの点 イ Aから145度290メートルの点 ウ Bから145度330メートルの点 エ Bから145度430メートルの点	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第69号	第1種区業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島立碆の標識 B 宇和島市戸島美砂子浜の2号標識 点 ア Aから41度30メートルの点 イ Aから41度130メートルの点 ウ Bから41度180メートルの点 エ Bから41度80メートルの点	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第70号	第1種区業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島遠戸島横碆標識 B 宇和島市戸島遠戸島竹の浦標識 点 ア Aから27度100メートルの点 イ Aから27度200メートルの点 ウ Bから27度170メートルの点 エ Bから27度270メートルの点	別記 2 及 び 4 のと おり

免 許 番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
宇区第71号	第1種漁	真珠養	1月1日から 12月31日まで	宇和島市白浜地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市白浜184番地の4(浜田三治所有地の溝辺彰作業所)西角の標識 B 宇和島市白浜178番地の2(浜田三治所有地)北角標識 C 宇和島市白浜178番地の2(浜田三治所有地)東角標識 点 ア Aから宇和島市九島漁港(本九島)東防波堤南側突端見通し50メートルの点 イ Bから宇和島市蛤新3番地の4(西崎石油タンク)南東角見通し50メートルの点 ウ Cから宇和島市坂下津えび崎見通し50mの点	宇(旧村))島浦和除	別記 2 及 び 4 の お り
宇区 第72号	第1種 区画漁 業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市石応 地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB問の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A字和島市石応24番地の2東角の標識 B字和島市石応24番地の2西角の標識 点アAから宇和島市本九島白浜鼻見通し60メートルの点 イBから宇和島市小高島龍王島見通し60メートル	宇和島市、 田川村を 開刊を除 (日村を)	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第73号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市石応 地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 宇和島市石応堂崎西防波堤付根の標識 B Aから海岸線沿い北へ50メートルの標識 点 ア Aから宇和島市戒山山頂見通し80メートルの点 イ Bから58度60メートルの点	宇和島市 (旧浦、 田村を除く)	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第74号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市石応 地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 宇和島市石応堂崎西防波堤付根の標識から海岸線沿い北へ50メートルの標識 B Aから海岸線沿い北へ50メートルの標識 点 ア Aから58度60メートルの点 イ Bから宇和島市本九島箱崎西端見通し50メートルの点	宇和島浦 島浦和 島浦和 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第75号	第1種漁	真珠養	1月1日から12月31日まで	宇和島市石応水谷地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域基点 A 宇和島市石応水谷排水口 B 宇和島市石応1693番地の2(黒岩の埋立地)南角から護岸沿い南へ92メートルの標識 点 ア Aから宇和島市遊子高島西の丸頂見通し100メートルの点 イ Aから宇和島市遊子高島西の丸頂見通し450メートルの点 ウ Bから北宇和郡吉田町野島島頂見通し240メートルの点 エ Bから北宇和郡吉田町野島島頂見通し50メートルの点	宇(旧村) 島浦和除 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	別記 2 及 び4のと おり
宇区 第76号	第1種漁	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市石応水谷地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市石応水谷排水口から護岸沿い北へ10メートルの標識 B 宇和島市石応黒岩西端 点 ア Aから宇和島市遊子高島西の丸頂見通し500メートルの点 イ Aから宇和島市遊子高島西の丸頂見通し700メートルの点 ウ Bから335度500メートルの点 エ Bから335度500メートルの点	宇(旧村) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	別記 2 及 び 4 の お り

免 許番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
第77号	第1種漁	真珠養	1月1日から 12月31日まで	宇和島市大小浜地先	基点 A 宇和島市石応水谷排水口から護岸沿い南へ10メ	宇(旧村) 島浦和除)	別記 2 及 おり おり
宇区 第78号	第1種区無	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市大小浜地先	とによって囲まれた区域	宇和島市 (旧字和 (旧字を除 ()	別記 2 及 び4 のと おり
第79号	第1種漁	真珠餋殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市小浜 地先	基点 A 宇和島市小浜字居浦2024の 2 標識	宇和島市、旧村の田村の田村の田村の田村の田村の田村の田村の田村の田村の田村の田村の田村の田村	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第80号	第1画業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市小浜地先	低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域	宇(旧村) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	別記 2 及 び 4 の と お り
宇区 第81号	第1種区	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市小池地先	基点 A 宇和鳥市小池竹が下西の鼻	宇(旧村)	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第82号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市小池地先	って囲まれた区域	宇和島市 (三浦、 旧宇和海 村を除く)	別記 2 及 び 4 の と お り

免 許 番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					B 宇和島市小池夫婦碆中央 C 宇和島市小池1756番地 2 住宅の西角		
宇区第83号	第1種漁	真珠養	1月1日から 12月31日まで	宇和島市小池地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域基点 A 宇和島市小池小坪鼻 B 宇和島市小池小坪1531番地の2の北角標識 C 宇和島市小池石切鼻 D 宇和島市小池中碆 E 宇和島市小池中防波堤南側突端 F 宇和島市小池西防波堤西側付根	宇(旧村)	別記 2 及 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で
宇区 第84号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市小池 小坪地先	A B の直線と A B 間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池小坪鼻 B 宇和島市小池小坪1531番地の 2 の北角標識	宇和島市 (三浦、 旧宇和海 村を除く)	別記2及 び4のと おり
宇区 第85号	第1種区	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市小池 地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 宇和島市小池小坪鼻 B 宇和島市小池1429番地前護岸の標識(西から2つ目の階段より東へ35メートル) 点 ア Aから宇和島市小池西防波堤突端見通し190メートルの点 イ Bから宇和島市小池竹が下西鼻見通し270メートルの点	宇(旧村)	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第86号	第1種区典業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市小池 地先	Aア及びアBの2直線とBA間の最大低潮時海岸線から10 メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第87号 及び宇特区第181号の漁業権漁場の区域を除く。 基点 A 宇和島市小池1429番地前護岸の標識(西から2 つ目の階段より東へ25メートル) B 宇和島市小池鳥首島北端から護岸沿い南へ20メートルの標識 点 ア Aから宇和島市小浜丸山西端見通し270メートルの点	宇(旧村)	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第87号	第1種区業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市小池地先	A ア及びア B の 2 直線と A B 間の最大低潮時海岸線から 5 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市小池鳥首島山口新田北角の標識 B 宇和島市小池鳥首島南端の標識 点 ア A から宇和島市小池1386番地番小屋見通し線と B から宇和島市小浜琵琶ヶ島島頂見通し線との交 点	宇(旧村を除))	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第88号	第1種漁	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市小池地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域基点 A 宇和島市小池鳥首島内鼻 B 宇和島市小池鳥首島北端 点 ア Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島山頂見通し300メートルの点 イ Aから宇和島市小浜琵琶ヶ島山頂見通し500メートルの点 ウ Bから宇和島市九島小真坂鼻見通し350メートルの点 エ Bから宇和島市九島真坂鼻見通し150メートルの点	宇(旧村)	別記 2 及 び4 のと おり

免 許 番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
宇区第89号	第1種漁業	真珠養	1月1日から 12月31日まで	宇和島市小池鳥首島地先	基点 A 宇和島市小池鳥首島北端	宇(旧村) 島浦和除 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	別記 2 及 び4 のと おり
宇区第90号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市小池地先	基点 A 宇和島市小池鳥首島北端	宇(旧村) 島浦和除 島浦和除	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第91号	第区業	真珠養	1月1日から 12月31日まで	宇和島市平浦地先	及びケBの10直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メート	宇(旧村)の知道の関係をは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	別記 2 及と おり
宇区 第92号	第1種及	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市平浦地先	基点 A 宇和島市平浦字長刀1259番地東角標識	宇(旧村)	別記2及 び4のと おり

免 許 番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域 地流	!元地区	制限又 は条件
					の点		
宇区 第93号	第1種区業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市平浦地先	とによって囲まれた区域 (3)		別記2及 び4のと おり
宇区第94号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市平浦地先	基点 A 宇和島市平浦1059番地の2地先作業場西角 (日本)	三浦、 宇和海 を除く	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第95号	第1種区選業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市平浦地先	とによって囲まれた区域 旧	三浦、	別記 2 及 び 4 の と お り
宇区第96号	第1画	真珠養	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蕨地	岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。但し、ア (日	和三宇を除る	別記 2 及 2 な 3 と 3 と 3 と 5 と 6 と 7 と 7 と 8 と 9
宇区 第97号	第1種区選業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蕨地 先	ートルの線とによって囲まれた区域 (3)	三浦、	別記2及 び4のと おり
宇区 第98号	第1種区無	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市平浦 地先	とによって囲まれた区域 旧	三浦、	別記 2 及 び 4 のと お り

免 許 番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
宇区 第99号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市蕨地先	点 ア Aから D 見通し70メートルの点 イ Bから C 見通し80メートルの点 Aア、アイ及びイ D の 3 直線と A D 間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市蕨大谷東標識 B 宇和島市蕨居浦14番地の 3 (中浜)の標識 C 宇和島市蕨蕨公民館南角 D 宇和島市平浦横網代916番地の 9 標識 E 宇和島市平浦916番地の 5 西端 点 ア Aから E 見通し200メートルの点 イ B から D 見通し95メートルの点	宇和三字で(旧村)	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第100 号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市九島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市九島真坂鼻南標識 B 宇和島市九島小真坂鼻 点 ア Aから宇和島市小池島首島北端見通し60メートルの点 イ Aから宇和島市小池島首島北端見通し570メートルの点 ウ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し400メートルの点 エ Bから宇和島市小浜琵琶ヶ島北端見通し260メートルの点 オ Bから313度260メートルの点	宇(旧村)	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第101 号	第1種漁	真珠養	1月1日から 12月31日まで	宇和島市九島 裏地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 宇和島市九島アイノ谷の標識 B 宇和島市九島真坂鼻双碆突端 点 ア Aから303度140メートルの点 イ Aから303度640メートルの点 ウ Bから北宇和郡吉田町野島島頂通し600メートルの点 エ Bから223度690メートルの点 オ Bから宇和島市小池鳥首島北端見通し550メートルの点 カ Bから宇和島市小池鳥首島北端見通し80メートルの点 キ Bから北宇和郡吉田町野島島頂見通し80メートルの点	宇(旧村))島浦和除島浦和除	別記 2 及 び 4 の と お り
宇区 第102 号	第1種漁業	真珠養	1月1日から 12月31日まで	宇和島市三浦無月地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 宇和島市三浦と同市蕨との最大高潮時海岸線における境界 B 宇和島市三浦無月崎埋立地南角 C 宇和島市三浦無月川河口右岸端点ア Aから275度200メートルの点イ Bから宇和島市三浦山崎鼻東端見通し200メートルの点ウ Bから宇和島市三浦山崎鼻東端見通し400メートルの点エ Cから宇和島市三浦深浦真谷見通し650メートルの点	宇和島市	別記 2 及 び 4 の お り
宇区 第103 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市三浦船隠地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市三浦船隠川河口右岸端 B 宇和島市三浦東1761番地西端の標識 点 ア Aから宇和島市三浦小外鼻見通し160メートル	宇和島市三浦	別記 2 及 び 4 のと お り

免 許 番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					の点 イ Bから宇和島市三浦小外鼻見通し150メートル の点		
宇区 第104 号	第1種区無業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市三浦天満地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 宇和島市三浦東1747番地北端の標識 B 宇和島市三浦東1955番地1西北端の標識 点 ア Aから宇和島市三浦西3163番地採石場見通し12 0メートルの点 イ Bから宇和島市三浦赤崎鼻見通し130メートルの点	宇和島市三浦	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第105 号	第1種区選業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 宇和島市三浦赤崎鼻 B 宇和島市三浦鶴神鼻 点 ア Aから宇和島市三浦無月崎埋立地南角見通し18 0メートルの点 イ Bから宇和島市三浦西新2番地南角見通し170 メートルの点	宇和島市三浦	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第106 号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 宇和島市三浦西3190番地南端の標識 B 宇和島市三浦西新2番地南角 C 宇和島市三浦おしめ鼻 点 ア Aから宇和島市三浦鶴神鼻より東へ護岸沿い90メートルの標識見通し150メートルの点 イ Bから宇和島市三浦赤崎鼻見通し150メートルの点 ウ Cから宇和島市三浦東1761番地南角見通し100メートルの点	宇和島市三浦	別記 2 及 び4のと おり
宇区 第107 号	第1種区典業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 宇和島市三浦おしめ鼻から海岸沿い北西へ70メートルの標識 B 宇和島市三浦徳利碆沖鼻 点 ア Aから宇和島市三浦高松鼻見通し200メートルの点 イ Bから宇和島市平浦下手先見通し270メートルの点	宇和島市三浦	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第108 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市三浦豊浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇特区第193号漁業権漁場を除く。 基点 A 宇和島市三浦徳利碆沖鼻 B 宇和島市三浦尾崎鼻 点 ア Aから宇和島市平浦下手先見通し650メートルの点 イ Bから宇和島市平浦地の間鼻見通し600メートルの点	宇和島市三浦	別記 2 及 び 4 の と お り
宇区 第109 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市三浦尾崎地先	Aア、アイ、イD及びBCの4直線とAD間の最大低潮時 海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域。ただし 、宇特区第194号漁業権漁場区域を除く。 基点 A 宇和島市三浦尾崎鼻 B 宇和島市三浦すべんとう突端 C 宇和島市三浦寺ヶ鼻 D 宇和島市三浦みかん鼻 点 ア Aから宇和島市三浦山崎鼻見通し150メートル の点	宇和島市三浦	別記 2 及 び 4 の と お り

免 許 番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁場	Ø	X	域	地元地区	制限又 は条件
					イ Bから宇和 の点	島市三浦安	安米崎見通	し560メートル		
宇区 第110 号	第1種区業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市三浦大内地先	A ア、アイ及びイ B の から10メートルの線とに 基点 A 宇和島市三 B 宇和島市三 点 ア A から3338 イ B から宇和 ルの点	よって囲ま 浦竹ヶ鼻 浦竹ヶ鼻 ほ200メート	された区域 見端の標識 日端の標識 トルの点	大低潮時海岸線 通し200メート	宇和島市三浦	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第111 号	第1種 区画漁 業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市三浦大内地先	Aア、アイ及びイBの から10メートルの線とに 基点 A 宇和島市三 B 宇和島市三 点 ア Aから宇和 メートルの点 イ Bから宇和 し210メートノ	よって囲ま 浦名切崎 浦西新10都 島市三浦属 島市三浦西	まれた区域 野地前護岸村 『崎御伊勢神	漂識 伸社見通し200	宇和島市三浦	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第1112 号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市三浦安米地先	A ア、アイ、イウ及び 海岸線から20メートルの 基点 A 宇和島市三 B 宇和島市三 C 宇和島市三 点 ア A から宇和 の点 イ B から宇和 の点 ウ C から宇和 の点	線とによった。 浦西440番 浦安米崎河 浦ヨタゴ 島市三浦ヤ 島市三浦ヤ	って囲まれた 地東角の標 落響の標識 は いが見通 な切崎見通 なりなり で	た区域 識 し225メートル し200メートル	宇和島市三浦	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第113 号	第1種区業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇和島市三浦安米地先	A ア、アイ、イウ及び 海岸線から10メートルの 基点 A 宇和島市三 メートルの標 B 宇和島市三 における境界	線とによう 浦山崎鼻見 識 浦と同市遊	で囲まれた 受端から南 を子との最	た区域 へ海岸沿い100	宇和島市三浦	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第114 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町北灘福浦地 先	アイ、イウ、ウエ及び 基点 A 北宇和郡津 点 ア Aから171 イ Aから161月 ウ Aから203月 エ Aから194	島町北灘福 5度745メー 夏486メート 夏510メート	a浦蜂ノ巣! - トルの点 - ルの点 - ルの点		北宇和郡津島町北灘	別記2及 び4のと おり
宇区 第115 号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町北灘福浦地 先	アイ、イウ、ウエ及び 基点 A 北宇和郡津 B 北宇和郡津 点 ア Aから北宇 通し140メート イ Aから北宇 通し30メート ウ Bから北宇 100メートルの エ Bから北宇 200メートルの	島町北灘裕和津島町北瀬裕和水瀬県町・ルの津島・ 和郡京島・ 和郡京島・ ルの郡は、 日本のは 日本のは 日本のは 日本のは 日本のは 日本のは 日本のは 日本のは	福浦キワタ語 諸神中水谷の 「北灘福浦に 「北灘福浦に 「北灘福浦に	ジリの標識 の標識 明神石垣中央見 明神石垣中央見 サザエ碆見通し	北宇和郡 津島町北 灘	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第116 号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町北灘福浦地 先	A ア、アイ及びイ B の から10メートルの線とに 基点 A 北宇和郡津 B A から海岸 点 ア B から北宇	よって囲ま 島町北灘福 線沿い南^	€れた区域 冨浦須ケ鼻 <50メート		北宇和郡津島町北灘	別記 2 及 び 4 のと お り

免 許 番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又 は条件
					し100メートルの点 イ Aから北宇和郡津島町北灘福浦キワタジリ護岸 中央の標識見通し90メートルの点		
宇区 第117 号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町北灘地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 北宇和郡津島町北灘松笠鼻 B 北宇和郡津島町北灘シノバシ第4号377の8(北灘漁協所有)埋立地北角から海岸沿い南へ60メートルの標識 点 ア Aから北宇和郡津島町北灘国延鼻東側見通し82メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町北灘甲756番地住宅北角 見通し82メートルの点	北宇和郡 津島町北 灘	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第118 号	第1種区画	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町北灘地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 北宇和郡津島町北灘甲1032番地の2北角 B 北宇和郡津島町北灘甲1032番地の2南角 点 ア Aから北宇和郡津島町北灘甲2229番地住宅南角 見通し33メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町北灘シノバシ登山口見通し30メートルの点	北宇和郡 津島町北 灘	別記 2 及 び4 のと おり
宇区第119号	第1種漁	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町北灘地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町北灘大日提防波堤北側突端 B 北宇和郡津島町北灘内の須口東側突端 点 ア Aから北宇和郡津島町北灘坪浦鼻見通し100メートルの点 イ Aから北宇和郡津島町北灘坪浦鼻見通し550メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町北灘第4号5の8(北灘漁協)集荷場北角見通し700メートルの点 エ Bから北宇和郡津島町北灘第4号5の8(北灘漁協)集荷場北角見通し250メートルの点	北宇和郡 津島町北 灘	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第120 号	第1種区業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町北灘地先	A ア及びイ B の 2 直線と A B 間の最大低潮時海岸線及び同海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 北宇和郡津島町北灘大日提防波堤北側突端 B 北宇和郡津島町北灘内の須口東側突端 点 ア A から北宇和郡津島町北灘坪浦鼻見通し30メートルの点 イ B から北宇和郡津島町北灘第4号5の8(北灘漁協)集荷場北角見通し30メートルの点	北宇和郡津島町北灘	
宇区 第121 号	第1種区業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町北灘地先	A ア及び B イの 2 直線と A B 間の最大低潮時海岸線及び同海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 北宇和郡津島町北灘南部小学校正門から海岸沿い南へ70メートルの標識 B 北宇和郡津島町北灘小日提小梅谷溝北角点 ア A から B 見通し30メートルの点 イ B から A 見通し30メートルの点	北宇和郡津島町北灘	別記2及 び4のと おり
宇区 第122 号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町北灘地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクウの6直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 北宇和郡津島町北灘内の須口西側突端 B 北宇和郡津島町北灘曲鳥下り松 点 ア Aから北宇和郡津島町北灘松笠鼻見通し760メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町北灘稲ケ窪見通し250メートルの点	北宇和郡 津島町北 灘	別記 2 及 び 4 のと お り

免 許 番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又 は条件
					ウ Aから北宇和郡津島町北灘松笠鼻見通し126メートルの点 エ Aから332度172メートルの点 オ Bから北宇和郡津島町北灘稲ケ窪見通し132メートルの点 カ Bから北宇和郡津島町北灘稲ケ窪見通し50メートルの点 キ Aから310度172メートルの点 ク Aから北宇和郡津島町北灘松笠鼻見通し62メートルの点		
宇第123	第1画種漁	真珠業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町北灘地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、エオ、オカ、カキ及びキエの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 北宇和郡津島町北灘丁1445番地の8地先地下海水吸水構から東へ直線で10メートルの標識 B 北宇和郡津島町北灘2元標識 C 北宇和郡津島町北灘黒滝標識 点 ア Aから北宇和郡津島町北灘稲ケ窪見通し300メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町北灘中の浦鼻見通し300メートルの点 ウ Cから北宇和郡津島町北灘恵美須鼻見通し400メートルの点 オ Aから北宇和郡津島町北灘稲ケ窪見通し80メートルの点 オ Aから北宇和郡津島町北灘稲ケ窪見通し146メートルの点 カ Cから北宇和郡津島町北灘恵美須鼻見通し300メートルの点 カ Cから北宇和郡津島町北灘恵美須鼻見通し300メートルの点 カ Cから北宇和郡津島町北灘恵美須鼻見通し300メートルの点	北宇和郡津島町北津島町北	別記 2 及と おり
宇区 第124 号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町北灘地先	キア、アイ及びイBの3直線とキB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、ウエ、エオ、オカ及びカウの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 北宇和郡津島町北灘黒滝標識 点 ア Aから北宇和郡津島町北灘掛網代恵美須鼻見通し360メートルの点 イ Aから291度760メートルの点 ウ Aから北宇和郡津島町北灘掛網代恵美須鼻見通し250メートルの点 エ Aから北宇和郡津島町北灘掛網代恵美須鼻見通し300メートルの点 オ Aから288度730メートルの点 カ Aから284度695メートルの点 カ Aから287度582メートルの点 キ Aから257度582メートルの点	北宇和郡 津島町北 灘	別記 2 及 3 の 3 の 3 の 3 の 5
宇区第125号	第1種漁	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町北灘地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とAB間の最大低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 北宇和郡津島町北灘羽釜鼻 B 北宇和郡津島町北灘大瀬鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町前島島頂見通し570メートルの点 イ Bから193度965メートルの点 ウ Bから135度365メートルの点 エ Bから北宇和郡津島町前島島頂見通し60メートルの点	北宇和郡 津島町北 灘	別記 2 及と 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で

免 許 番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
宇区 第126 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町田之浜地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町田之浜ハガマの鼻 B 北宇和郡津島町田之浜小水谷の鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町成由良小学校成本校体育 館東端見通し250メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町成船越運河灯台見通し20 0メートルの点	北宇和郡 津島町下 灘	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第127 号	第1種区無	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町田之浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町田之浜ハガマの鼻 B 北宇和郡津島町田之浜ダシビキの鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町前島島頂見通し430メートルの点 イ Aから北宇和郡津島町前島島頂見通し570メートルの点 ウ Bから254度見通し810メートルの点 エ Bから254度見通し630メートルの点	北宇和郡 津島町下 灘	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第128 号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町田之浜地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町田之浜真浦護岸沿い南端から北 へ70メートルの標識 B Aから護岸沿い北へ152メートルの標識 点 ア Aから北宇和郡津島町竹ヶ島オシデノ鼻見通し 70メートルの点 イ Aから北宇和郡津島町竹ヶ島オシデノ鼻見通し 180メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町竹ヶ島真珠作業場北端見 通し210メートルの点 エ Bから北宇和郡津島町竹ヶ島真珠作業場北端見 通し95メートルの点	北宇和郡 津島町下 灘	別記 2 及 び4 のと おり
宇区第129号	第1画業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町曽根地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域。 ただし、ウエ、エオ、オカ及びカウの4直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 北宇和郡津島町曽根中瀬の標識 B 北宇和郡津島町ウドの鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町裸島西端見通し750メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町前島東端見通し700メートルの点 ウ Aから北宇和郡津島町裸島西端見通し250メートルの点 エ Aから北宇和郡津島町裸島西端見通し350メートルの点 オ Bから北宇和郡津島町前島東端見通し300メートルの点 カ Bから北宇和郡津島町前島東端見通し300メートルの点 カ Bから北宇和郡津島町前島東端見通し300メートルの点	北宇和郡 津島町下 灘	別記 2 及 と おり
宇区 第130 号	第1種区無	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町曽根地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 北宇和郡津島町ウドの鼻 B 北宇和郡津島町大迫の鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町前島東端見通し500メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町竹ヶ島南端見通し490メートルの点	北宇和郡 津島町下 灘	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第131 号	第1種区画漁業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町曽根地先	A ア及びア B の 2 直線と A B 間の最大低潮時海岸線から10 メートルの線とによって囲まれた区域	北宇和郡 津島町下 灘	別記2及 び4のと おり

免 許 番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域 地元地区	制限又 は条件
					基点 A 北宇和郡津島町曽根桟橋付根中央 B 北宇和郡津島町脇544番地住宅南角前護岸標識 点 ア Aから北宇和郡津島町畑の浦護岸西端見通し90 メートルの点	
宇区 第132 号	第1種区画漁業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町田颪地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町田颪広浦コンクリート護岸東端 B 北宇和郡津島町田颪広浦越の鼻 点 ア 北宇和郡津島町裸島西端見通し280メートルの 点 イ 北宇和郡津島町北灘庄の島西端見通し320メートルの点	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第333号	1 画	真珠養	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町田颪地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキBの8 直線及びAB間の最大低潮時海岸線10メートルの線とによっ て囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町田颪120番地住宅北東角 B 北宇和郡津島町田颪曽根殿神社前護岸標識 C 北宇和郡津島町田颪コバマの鼻 D 北宇和郡津島町田颪丸バエの鼻 E 北宇和郡津島町田颪広浦越の鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町北灘黒八エの鼻見通し24 0メートルの点 イ Cから北宇和郡津島町北灘柏崎(沖側)山頂見 通し240メートルの点 ウ Cから北宇和郡津島町北灘柏崎(沖側)山頂見 通し400メートルの点 エ Dから北宇和郡津島町北灘柏崎(沖側)山頂見 通し300メートルの点 オ Eから北宇和郡津島町北灘庄の島西端見通し32 0メートルの点 カ Eから北宇和郡津島町北灘庄の島西端見通し80 メートルの点 キ Bから北宇和郡津島町田颪外浦防波堤先端見通 し70メートルの点	別記 2 及と おり
宇区 第134 号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町田颪地先	Aア、アイ、イD、Dウ及びウBの5直線とAB間の最大 低潮時海岸線10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町田颪ハソノ鼻北東角 B 北宇和郡津島町田颪ハソノ鼻北西角 C 北宇和郡津島町田颪外の浦防波堤東側付根 D 北宇和郡津島町田颪外の浦防波堤東側先端 点 ア Aから北宇和郡津島町曽根防波堤先端見通し70 メートルの点 イ Dから北宇和郡津島町曽根八幡神社見通し50メートルの点 ウ CからD見通し40メートルの点	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第135 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町田颪地先	Aア、Cア、アイ及びイBの4直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 北宇和郡津島町田颪防波堤西側付根 B 北宇和郡津島町田颪大明崎突端 C Aから防波堤沿い東へ90メートルの標識点 ア Aから北宇和郡津島町曽根八幡神社見通し80メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町曽根大迫の鼻見通し300メートルの点	別記2及 び4のと おり
宇区 第136 号	第1種区画漁業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町田颪浅碆地 先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域並びにケコ、コサ、サシ及びシケの4直線によって 泄	別記2及 び4のと おり

免 許番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁	場	о	X	域	地元地区	制限又 は条件
					東 33 A 度 7 カー・ 東 33 A 度 8 が カー・ 見 見 ー ー ー の 33 A の カー・ リー・ カー・ カー・ カー・ カー・ カー・ カー・ カー・ カー・ カー・ カ	宇宙のかは30~20~20~20~20~20~20~20~20~20~20~20~20~20	町の柏メ柏メ郡 郡 郡分郡分郡 郡 柏メ柏メ郡 郡田標崎-崎-津 津 津)津)津 津 崎-崎-津 津 瀬鉱かトかト島 島 島48町21 町 らルらル町 町 町のの町 町 らりのりの 原	かしまの注 注 白メ白メモ 注 東の東の主 注浦 へ点へ点の の 崎一時一の の へ点へ点の のいからい と 2 島 島が 番 番 灯 灯 らルらル灯 灯 番 番 灯 灯	提問 日日 台 台 東の東の台 台 日 日 台 台 東の東の台 台 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		
宇区 第137 号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町田颪地先	海岸線から20メ- 基点 A 北号 B 北号 C 北号 点 ア C が ルのの イ C が	ートルの線 宇和郡津島 宇和郡津島 宇和郡津島 ドから宇和島 は いら宇和島	とによって 町田風大町 町田風荒編 町田風荒編 市御五神 市御五神	で囲まれ 月崎突鼻 岡代中南隅 高北端見 ま北端見		北宇和郡 津島町下 灘	別記 2 及 び4 のと おり
宇第138	第区業	真珠業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町泥目水地先	よって囲まれた B まれた B B 北号 C カ ボラ 点 750メ イ 250メ ウ ートリカ カ ートリカ カ ートリカ	区字字では、		中中正肖方 个 平 尼 尼 平中京的方 个 平 尼 尼 平 中 市 水 水 石 立 立 石		北宇町下津	別びおり 2 及と おり

免 許番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置		漁場	易	<u></u>	X	域	地元地区	制限又 は条件
宇第139	第四章	真葉	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町泥目水地先	直っ 線で基 と囲点 点 に を の に の の の の の の の の の の の の の の の の	語に 護 護 端 東 17 し し 87の区北北岸北岸北 北北へDAB55F30F10EメD最域宇宇西宇南宇 宇宇100かかかよかのかメかーか大 和和端和角和 和和のらららトらしらしらした。	低いがいいい おおいない おうことルとトとんとしない 湖 津津 津 津津津ーへ見守の守ル守の方の方で 島島 島島 島島 トイ島のおいのの方で和 野町 町 町 町町町のでは、しております。	岸 泥泥 泥 泥 泥泥の4 1津哉津点津 津 1度線 目目 目 目 目目標 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ら 西下 下 城 白ウ レー泥ノ泥 泥 竹 人10 ヶ灘 灘 の 石バ のト目10目 目 ヶ トメ 坂漁 漁 コ のハ 詩の水メ水 水 島 川	エから海岸線沿い は か点 立碆北端から東へ ートルの点 トノ浦灘西端見通 トノ浦灘西端見通 水トリノ鼻見通し	北津島	別びおり 2 及と おり
宇区 第140 号	第1画	真珠養	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町泥目水地先	及 び 基 点 点 点 カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ	010 8 2 0 1 7 0 7 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0	こ都海郡郡郡とのヒトヒトヒルヒのヒのヒ ヒルヒよ津岸津津宇のヒトヒトヒルヒのヒのヒ ヒルヒっ島線島島島和 和い和い和の和点和 和点和て町沿町町町郡 都の郡の郡点郡 郡 郡点郡の郡点郡 郡 郡の郡の郡点郡 郡 郡 郡 郡 郡	囲泥い泥泥下津 津点津点津 津 津 津ま目東目目溝島 島 島 島 島 島 島 島 島 れ水へ水水鼻町 町 町 町 町 町 町 町	たウ10立上 泥 泥 沱 竹 平 平 須 竹区バの碆溝 目 目 目 ヶ 井 井 下 ヶ域碆ー北鼻 水 水 水 島 サ サ 崎 島	カキ、キク、クケ - トルの標識 エボシ鼻見通 し 17 トノ浦灘 勇見通 し 17 トノ浦 灘 鼻見通 し 25 シンジロ し 100 メート し し リーノ 鼻見 通 し い パトリーク よい はい かい	北宇町和町下	別記 2 及 び 4 の お り
宇区 第141 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町坪井地先	低潮時海岸 基点 A B C 点 ア	線から40 次北宇和君北宇和君北宇和君八 へからり0メートル	メートル 郡津島町 郡津島町 郡津島町 比宇和郡 の点	の線と 坪井下溝中 坪井リ	によっ 溝鼻 央標識 ネ崎西 平井サ	線とA C間の最大 て囲まれた区域 角 ンジロ鼻見通し50 石鼻見通し510メ	北宇和郡津島町下灘	別記 2 及 び 4 のと おり

免 許 番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					ートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町平井白石鼻見通し335メ ートルの点 エ Cから北宇和郡津島町平井サジヶ浦鼻見通し32 0メートルの点		
宇区 第142 号	第1種漁	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町坪井地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域ただし宇特区225号漁業権漁場区域を除く。 基点 A 北宇和郡津島町坪井ソネ崎西角 B 北宇和郡津島町坪井ソネ崎東角 C 北宇和郡津島町坪井黒鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町平井サジヶ浦見通し500メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町曲烏州鼻見通し540メートルの点 ウ Cから北宇和郡津島町曲烏引出鼻見通し730メートルの点	北宇和郡 津島町下 灘	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第143 号	第1種区	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町坪井地先	A ア及びア B の 2 直線と A B 間の最大低潮時海岸線から10 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町坪井下刈谷引揚上ノ道標識 B 北宇和郡津島町坪井下刈谷鼻 点 ア A から北宇和郡津島町嵐ハゲの鼻見通し線と B から同町坪井竜王鼻見通し線との交点	北宇和郡津島町下灘	別記2及 び4のと おり
宇区 第144 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町坪井地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 北宇和郡津島町坪井下刈谷福島鼻 B 北宇和郡津島町坪井中鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町嵐宮の鼻桟橋見通し(87度)240メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町横浦小島の谷護岸南端見 通し200メートルの点	北宇和郡 津島町下 灘	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第145 号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町横浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域基点 A 北宇和郡津島町横浦小島の谷中央の標識 B 北宇和郡津島町嵐小島の谷鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町坪井中鼻見通し200メートルの点 イ Aから北宇和郡津島町坪井中鼻見通し300メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町坪井下刈谷福島鼻見通し270メートルの点 エ Bから北宇和郡津島町坪井下刈谷福島鼻見通し170メートルの点	北宇和郡 津島町下 灘	別記 2 及 び4 のと おり
宇 <u>区</u> 第146 号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町嵐地先	Bア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とBの最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 北宇和郡津島町横浦小島の合中央標識 B 北宇和郡津島町域小島の島頂 点 ア Aから北宇和郡津島町坪井下刈谷南隅見通し線とBから同町横浦9番地の10北西角見通し線との交点 イ Aから北宇和郡津島町坪井下刈谷南隅見通し300メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町曲島エビヶ鼻見通し140メートルの点 エ Bから北宇和郡津島町嵐大場サネモリ岩見通し100メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記 2 及 び 4 の お り

免 許番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置		漁	場	Ø	X	域	地元地区	制限又 は条件
宇区 第147 号	第1種漁	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町嵐地先	海岸線かり	S 10メートA 北宇B 協 北 日本C ア と 交 C ア と 交 C メート100メート	ルの線とのは、 ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	ご 横瀬 を では では では では できます できます できます できます できます できます かい	て囲ま☆「島の谷」 第676番 端原 東井下 30 10 北戸 大場・		北津島町下灘	別記 2 及 び 4 の と お り
宇区 第148 号	第1種区	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町嵐地先	から10メ- 基点 基点 点	ートルの線 A 北宇 協同組宇 B 北宇 F A か ア ートルの	とによっ 郡津島町 作業場勇 郡津島町 角 北宇和郡	って囲ま 丁嵐慶ヶ 牧地の西 丁嵐慶ヶ	れた区 ^均 浦676番 端標識 浦676番 嵐片網ſ	最大低潮時海岸線 或 地の1下灘漁業 地の1下灘漁協 地の1下灘漁協	北宇和郡津島町下灘	別記 2 及 び 4 の と お り
宇区 第149 号	第1種漁業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町嵐地先	から30メ- 基点 基点 点	ートルの線 A 北宇和 標識 B 北宇和 識 ア A から護	とによっ 郡津島町 郡津島町 北宇和君 岸の標語 北宇和君	で囲まり 丁嵐70番 『津見島町 『東見島町	れた区 ^以 21番地 地 2 自動 嵐番外2 100メー 嵐番外2	1 倉庫西角前護岸 加車看板西角の標 3番地 1 木造住宅 トルの点 3番地 1 鉄筋住宅	北宇和郡 津島町下 灘	別記 2 及 び 4 の と お り
宇区 第150 号	第1種区画漁業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町嵐地先	から20メ・ 基点 点	ートルの線 A 北宇和 B 北宇和 ア Aから メートル	とによっ 郡津島町 郡津島町 北宇和郡	で囲ま 丁嵐ハゲ 丁嵐番外 『津島町	れた区 ^均 の鼻 乙1番 ^均 嵐676番	最大低潮時海岸線 或 也前護岸の標識 地西角見通し110 引通し160メート	北宇和郡下津島町下灘	別記 2 及 び 4 のと お り
宇 <u>区</u> 第151 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町針木地先	から10メ・ 区第237号 基点 基点 点	ートルの線 操業権漁 ^士 A 北宇和 B 北宇和 ア Aから 0メートル	とによる 易区域を 郡津島町 北宇和郡 レの点 北宇和郡	で囲ま除く。 ないでである。 ないでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	れた区域場の鼻根立黒岩の曲鳥ツワ		北宇和郡津島町下灘	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第152 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町針木地先	から10メ- 基点 点 点	ートルの線 A 北宇和 識 B 北宇和 ア Aから ートルの	をによる 郡津島町 郡津島町 北宇和郡	で囲ま 丁針木76 丁浦知宮 『津島町	れた区域番地の名の鼻標語	2 作業場西端の標	北宇和郡津島町下灘	別記 2 及 び 4 のと お り

免 許 番 号	漁 業 種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	也元地区	制限又 は条件
					ートルの点		
宇区 第153 号	第1種区業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町浦知地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 北宇和郡津島町浦知防波堤西側付根 B 北宇和郡津島町浦知431番地前護岸の標識点 ア Aから北宇和郡津島町柿の浦松ヶ鼻見通し140メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町須下崎見通し220メートルの点	聿島町下│	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第154 号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町塩定地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 北宇和郡津島町浦知川河口左岸端 B 北宇和郡津島町塩定竜王鼻 C 北宇和郡津島町塩定広笠中央の標識 点 ア Aから北宇和郡津島町針木公民館東端見通し100メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町針木宮の鼻見通し160メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町坪井マサカリ鼻見通し250メートルの点 エ Cから北宇和郡津島町由良神社護岸西端見通し 250メートルの点	比宇和郡 非島町下 難	別記 2 及 び 4 の と お り
宇区 第155 号	第1種区典業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町柿の浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町塩定広笠中央の標識 B 北宇和郡津島町柿の浦770番地の2住宅前の標識 点 ア Aから北宇和郡津島町下灘由良神社石垣西端見 通し250メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町柿の浦鵜のクソ鼻見通し 140メートルの点	比宇和郡 津島町下 難	別記 2 及 びおり
字第56	第区業	真殖	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町柿の浦地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオEの6直線とAE間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町柿の浦久保浦758番地西南端前護岸標識 B 北宇和郡津島町柿の浦743番地の1作業場南角前護岸標識 C 北宇和郡津島町柿の浦706番地作業場北角前護岸標識 D 北宇和郡津島町柿の浦永ヶ平護岸中央標識 E 北宇和郡津島町柿の浦永ヶ平乙78番地7前護岸東角 点 ア Aから北宇和郡津島町柿の浦鵜のクソ鼻見通し55メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町柿の浦竜王祠見通し70メートルの点 ウ Dから北宇和郡津島町柿の浦759番地住宅南角見通し線とCEを結んだ線との交点 エ Dから北宇和郡津島町柿の浦759番地住宅南角見通し70メートルの点 オ Eから北宇和郡津島町針木大場の鼻見通し50メートルの点	比書籍 都下	別じおり (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
宇区 第157 号	第1種区画漁業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町柿の浦地先	Aア及びアBの2直線とAB間の最大低潮時海岸線から10 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町柿の浦永ヶ平乙78番地7作業場 前護岸東角	聿島町下	別記 2 及 び 4 のと おり

免 許番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域 地元 は	也区 制限又 は条件
					B 北宇和郡津島町柿の浦中鼻 点 ア Bから北宇和郡津島町柿の浦771番地作業場南 角見通し100メートルの点	
宇区 第158 号	第 1 種 区画漁 業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町柿の浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町柿の浦落網代護岸北角 B 北宇和郡津島町柿の浦落網代護岸南角 点 ア Aから北宇和郡津島町塩定竜王鼻見通し90メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町塩定広笠護岸西角見通し 120メートルの点	四郡 別記2及 丁下 び4のと おり
宇区 第159 号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町曲烏地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とAB間の最大 低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町柿の浦松ヶ鼻 B Cから海岸線沿い東へ60メートルの標識 C 北宇和郡津島町曲烏ウス碆 点 ア Aから北宇和郡津島町坪井マサカリ鼻見通し40 0メートルの点 イ Cから北宇和郡津島町坪井下溝の鼻見通し400 メートルの点 ウ Cから北宇和郡津島町坪井下溝の鼻見通し250 メートルの点 カートルの点 エ Bから北宇和郡津島町坪井二又畑尻護岸東角見 通し250メートルの点	- 開記 2 及 ボック ボック ボック
宇第号	第区業	真殖	1月1日から 12月31日まで	北町先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの8直線とAE間の20メートルの線とによって囲まれた区域、ただし、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ及びケこの3直線によって囲まれた区域並びにBコ、コケ、及びケこの3直線によって囲まれた区域を除く。 基点 A 北宇和郡津島町大浦の浜中央標識 B 北宇和郡津島町曲鳥埋立地護岸北東角 D 北宇和郡津島町曲鳥州鼻護岸付根から東へ100メートルの標識 E 北宇和郡津島町平井長碆の鼻 F 北宇和郡津島町平井長碆の鼻 「京水宇和郡津島町平井長碆の鼻」「京水・トルの点」「京水・トルの点」「京水・大川の点」「京水・大川の点」「京水・大川の点」「京水・大川の点」「大小いの点」「大小いっか」「大小いの点」「大小いっか」「大小いの点」「大小いっか」「大小いかっか」「大小いっか」「大小いっか」「大小いっか」「大小いっか」「大小いっか」「大小いっか」「大小いっか」「大小いっか」「大小いかっか」「大小いっか」「大小いっか」「大小いいっか」「大小いっか」「大小いっか」「大小いっか」「大小いっか」「大小いっか」「大小い	四郡 下 2 別び4の お 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

免 許 番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域 地元	,地区	制限又 は条件
					トルの点 ス Eから北宇和郡津島町前島東端見通し250メートルの点 セ Fから北宇和郡津島町竹ヶ島オシデの鼻見通し250メートルの点 ソ Fから北宇和郡津島町竹ヶ島オシデの鼻見通し150メートルの点 タ Eから北宇和郡津島町前島東端見通し150メートルの点		
宇区 第161 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町平井地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 北宇和郡津島町平井14番地の1作業場北角 B 北宇和郡津島町平井17番地の53作業場前護岸標識 点 ア Aから北宇和郡津島町平井サジヶ浦防波堤護岸北西角見通し55メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町平井水ヶ浦385番地小屋見通し50メートルの点	和郡	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第162号	第1種漁	真珠養	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町平井地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キF、Cク及びクBの10直線とAB間の海岸線20メートルの線とによって囲まれた区域及びCF間の海岸線10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇特区第249号漁業権漁場区域を除く。 基点 A 北宇和郡津島町平井仏崎 B 北宇和郡津島町平井中石の鼻 C Dから海岸線沿い西へ55メートルの標識 D 北宇和郡津島町平井白石の鼻 E Dから海岸線沿い南へ100メートルの標識 F 北宇和郡津島町平井6番地作業場前護岸標識 点 ア Aから北宇和郡津島町前島西端見通し100メートルの点 イ Bから48度40分見通し195メートルの点 カ Bから87度30分見通し160メートルの点 エ Bから86度見通し236メートルの点 オ Dから北宇和郡津島町平井マトケ鼻見通し150メートルの点 カ Eから北宇和郡津島町平井マトケ鼻見通し150メートルの点 カ Eから北宇和郡津島町平井長碆の護岸北角見通し150メートルの点 カ Eから北宇和郡津島町平井長碆の護岸北角見通し150メートルの点 ク Bから北宇和郡津島町平井字水ヶ浦385番地小屋見通し20メートルの点	和町	別記 2 及とおり
宇区 第163 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町漁家地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町漁家仏崎 B 北宇和郡津島町漁家オヤマの鼻 点 ア Aから北宇和郡津島町須下寺崎見通し170メートルの点 イ Bから285度見通し330メートルの点	和郡	別記 2 及 び 4 の と お り
宇区 第164 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町漁家地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 北宇和郡津島町漁家カゴ南鼻 B Aから海岸線沿い南へ150メートルの標識点ア Aから北宇和郡津島町成帆焼菊駄馬の浜北端見通し170メートルの点イ Bから北宇和郡津島町成帆焼菊駄馬の浜南端見通し220メートルの点	和郡;町下	別記 2 及 び4 のと おり

免 許 番 号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置		漁場	易 (か	X	域	地元地区	制限又 は条件
宇第165	第区業	真殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町成地先	ア の基 ら 点 点 な な カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ	に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	田彦津津は、これのような、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは	区成成成戏单 津 津 津 津 津 津 津 水切分赤赤赤島 島 島 島 島 島 島 島 島 川町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	ノ草草は かっかん かいりょう はいい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい	度	北宇島町下瀬	別記4のと 3 と 3 と 3 と 3 と 3 と 5 と 5 と 7 と 7 と 8 と 9
宇区 第166 号	第1種 区画漁 業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町成地先	メートルの 基点 A B	線とによっ 北宇和君 北宇和君	で囲まれ 『津島町』 『津島町』 『津島町』 『宇和郡》	れた区域 成クワッ 成赤崎西	域 / サコ鼻i 西の鼻標i		北宇和郡津島町下灘	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第167 号	第1種区	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町成地先	から10メー 基点 A B 点 ア	トルの線と 北宇和君 北宇和君 町成355番 Aからポ メートルの	によって 「注島町」 「注島町」 「地(地下 北宇和郡」) い点 と字和郡」	で囲まれ 成由良小 成318番 中組合 津島町派	れた区域 小学校成2 地 1 (大) との境 記目水西・	大低潮時海岸線 本校前護岸西角 石組合)と同 現標識 ケ坂見通し250 幸護岸北端見通	北宇和郡 津島町下 灘	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第168 号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町成地先	から10メー 基点 A B 点 ア	トルの線と 北宇和君 町成355番 北宇和君 岸沿い北へ Aから圳 し30メート	によっ ⁻ 『津島町』 地(地下 『津島町』 、15メー 比宇和郡 、 ルの点	で囲まれ 成318番 中組合 成55番サ トルの樹 津島町小	れた区域 地1(大)との境 地天成冷 標識 い日提海	大低潮時海岸線 石組合)と同 現標識 遠庫北角から護 岸護岸北端見通 見通し30メート	北宇和郡津島町下灘	別記 2 及 び 4 のと お り
宇 <u>区</u> 第169 号	第1種区画業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町成地先	の最大低潮 区域 基点 A B C	時海岸線が 北宇和君 北宇和君 北宇和君 へ護岸沿い	Nら20メ- 『津島町』 『津島町』 『津島町』 115メー	ートルの 成帆焼2 成崎突蛸 成55番り トルの桐	D線とに。 5番地前記 端 地天成冷源	6 直線とA B間 よって囲まれた 隻岸標識 蔵庫北角から北 見通し140メー	北宇和郡津島町下灘	別記2及 び4のと おり

免 許 番 号	漁 業 種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域 地	也元地区	制限又 は条件
					イ Bから北宇和郡津島町漁家旧防波堤先端見通し 250メートルの点 ウ Cから北宇和郡津島町漁家仏崎見通し350メートルの点 エ Cから北宇和郡津島町漁家仏崎見通し250メートルの点 オ Bから北宇和郡津島町漁家仏崎見通し100メートルの点		
宇区 第170 号	第1種区業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町成地先	A ア、アイ及びイ B の 3 直線と A B 間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町成崎突端 B 北宇和郡津島町成帆焼25番地前護岸標識 点 ア A から北宇和郡津島町漁家仏崎見通し50メートルの点 イ B から北宇和郡津島町漁家仏崎見通し200メートルの点	₿島町ト│	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第171 号	第1画	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町成地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大低潮時 海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域、ただし 、宇特区第255号漁業権漁場区域を除く。 基点 A 北宇和郡津島町成寺崎突端 B 北宇和郡津島町成帆焼菊駄馬護岸北東角の標識 C 北宇和郡津島町成帆焼21番地倉庫前の護岸標識 点 ア Aから北宇和郡津島町北灘柏崎突端見通し200 メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町泥目水エボシ鼻見通し25 0メートルの点 ウ Cから北宇和郡津島町漁家仏崎見通し250メートルの点	皇島町下し	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第172 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から30メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 北宇和郡津島町成寺崎突端 B 北宇和郡津島町須下寺崎と長畑との境界線寺崎側2番排水口 点 ア Aから北宇和郡津島町柏崎突端見通し280メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町竹ヶ島西端見通し270メートルの点	▮島町下│	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第173 号	第1種区業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町須下地先		₿島町下	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第174 号	第1種区業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島 町須下地先	A ア及びア B の 2 直線と A B 間の最大低潮時海岸線から30 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町須下白石の鼻 B 北宇和郡津島町須下中鼻スゲ 2 F 4 電柱から護 岸沿い西へ8メートルの標識 点 ア A から北宇和郡津島町須下55番地作業場護岸排 水口見通し線と B から北宇和郡津島町竹ヶ島山頂 部重なり目見通し線との交点	と宇和郡 津島町下 維	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第175 号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町須下地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町須下新防波堤東側付根より防波 堤沿い西へ10メートルの標識 B 北宇和郡津島町須下190番地作業場東角前護岸	比宇和郡 津島町下 維	別記 2 及 び 4 のと おり

免 許 番 号	漁業種類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域 地元地区	制限又 は条件
					標識 点 ア Aから北宇和郡津島町須下708番地住宅中央見 通し30メートルの点 イ Aから北宇和郡津島町須下708番地住宅中央見 通し128メートルの点 ウ Bから北宇和郡津島町須下雲泊の浜南東角見通 し150メートルの点 エ Bから北宇和郡津島町須下雲泊の浜南東角見通 し60メートルの点	
宇 <u>区</u> 第176 号	第1種漁	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から30メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町須下雲泊の浜南東角より北へ37 メートルの標識 B 北宇和郡津島町須下461番地作業場東角前護岸標識 点 ア Aから北宇和郡津島町泥目水7番地35下灘漁業協同組合真珠貝研究所中央見通し135メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町泥目水7番地35下灘漁業協同組合真珠貝研究所中央見通し145メートルの点	別記 2 及 3 び 3 び 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で 3 で
宇 <u>第</u> 177 号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町須下地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町須下463番地住宅前護岸標識 B 北宇和郡津島町須下461番地作業場東角護岸標 識 点 ア Aから北宇和郡津島町泥目水7番地35下灘漁業 協同組合真珠貝研究所中央見通し125メートルの 点 T Bから北宇和郡津島町泥目水7番地35下灘漁業 協同組合真珠貝研究所中央見通し103メートルの 点	別記 2 及 び4 のと おり
宇 <u>区</u> 第178 号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町須下地先	低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 津島町下 で	別記 2 及 び4 のと おり
宇 <u>区</u> 第179 号	第1厘	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町竹ヶ島地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大 低潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町竹ヶ島防波堤東側付根 B 北宇和郡津島町竹ヶ島白浜護岸南端から北へ20 メートルの標識 点 ア Aから67度40分(北宇和郡津島町竹ヶ島高島東 端見通し)130メートルの点 イ Bから78度(北宇和郡津島町北灘小日提海岸北 の鼻見通し)180メートルの点 ウ Bから133度(北宇和郡津島町泥目水立碆見通 し)180メートルの点 エ Cから145度30分(北宇和郡津島町平井長碆424 番地1下灘漁業協同組合水産廃棄物処理施設中央	別記 2 及 び 4 の と お り

免 許 番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又 は条件
					見通し)385メートルの点		
宇区 第180 号	第1種区無業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町竹ヶ島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町竹ヶ島中突堤北側付根から護岸 沿い北へ 8 メートルの標識 B 北宇和郡津島町竹ヶ島新突堤南側付根から護岸 沿い南へ 5 メートルの標識 点 ア A から116度 5 メートルの点 イ A から116度 30 メートルの点 ウ B から116度 5 メートルの点 エ B から116度 5 メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第181 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町竹ヶ島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から20メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 北宇和郡津島町竹ヶ島道越護岸海底ケーブル敷設示標 B 北宇和郡津島町竹ヶ島長モチ岩 点 ア Aから152度30分見通し134メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町平井長碆424番地 - 1下 灘漁業協同組合水産廃棄物処理施設(148度30分)見通し164メートルの点	北宇和郡 津島町下 灘	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第182 号	第1種区業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	北宇和郡津島町竹ヶ島地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から40メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 北宇和郡津島町竹ヶ島弁天の2番岩 B 北宇和郡津島町竹ヶ島高島東端 点 ア Aから北宇和郡津島町漁家仏崎見通し400メートルの点 イ Bから北宇和郡津島町須下崎見通し300メートルの点	北宇和郡津島町下灘	別記 2 及 びおり おり
宇区 第183 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡内海村油袋地先	A ア、アイ、イウ及びウ A の 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村油袋276番地 (上ノ谷)東角の 標識 点 ア A から 0 度80メートルの点 イ A から65度190メートルの点 ウ A から90度170メートルの点	南宇和郡内海村	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第184 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡内海 村家串地先	A ア及びア B の 2 直線と A B 間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村家串40番地 (タンダ浜) 東角の標識 B 南宇和郡内海村家串小松鼻東標識 点 ア A から170度200メートルの点	南宇和郡内海村	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第185 号	第1種 区画漁 業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡内海村家串地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村家串1123番地の標識 点 ア A から282度60メートルの点 イ A から282度120メートルの点 ウ A から272度120メートルの点 エ A から263度63メートルの点	南宇和郡内海村	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第186 号	第1種区業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡内海村家串地先	Bア、アイ及びイCの3直線とBC間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡内海村家串1266番地の2(若宮神社前)埋立地北角の標識 B Aから護岸海岸線沿い北東へ24メートルの標識 C Aから護岸海岸線沿い南西へ28メートルの標識 点 ア Bから337度44メートルの点 イ Cから337度56メートルの点	南宇和郡内海村	別記2及 び4のと おり
宇区 第187 号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡内海 村平碆地先	AB、Bア及びアCの3直線とAC間の最大低潮時海岸線 とによって囲まれた区域	南宇和郡内海村	別記2及 び4のと おり

免 許 番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置			t	易	D	X	域		地元地区	制限又 は条件
					基点	B i	南宇和 南宇和福	郡内海4 郡内海4	村平碆恵					
宇区 第188 号	第1種区無業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡内海 村平碆地先	とによっ 基点	て囲 A i B i メ	まれた[南宇和和 南宇和和 ートル(A から)	区域 郡内海4 郡内海4 の標識 の度602	讨平碆タ	・防波堤で 可防波堤で マの点	最大低潮時 南側突端 北付根から		南宇和郡内海村	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第189 号	第1種区業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡内海 村平碆地先	とによっ	て囲 A i B ア	まれた[南宇和和 A から A から1	区域 部内海标 獲岸沿(30度10	村平碆1	34番地東 東南へ50. ・ルの点	最大低潮時 類の標識 メートルの		南宇和郡内海村	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第190 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡内海 村平碆地先	とによっ	て囲 A i 識 B i	まれた[南宇和和 南宇和和 A から2	区域 郡内海村 郡内海村 130度10	村平碆8	36番地(58番地(・ルの点	最大低潮時 ホゴ釣碆) 立碆)の標	の標	南宇和郡 内海村	別記 2 及 び 4 の と お り
宇区 第191 号	第1種区画漁業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡内海 村平碆地先	A ア、 基点 点	A i ア イ	南宇和和 A から1 アから9	郡内海4 80度60 00度450		58番地 (·ルの点 ルの点	って囲まれ; 立碆)の標		南宇和郡内海村	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第192 号	第1種区典業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘 町菊川地先	から10メ 基点	ト. ト. B i ア	ルの線。 南宇和 南宇和 南宇和 A から2	とによ 郡御荘 郡御荘 270度10	って囲ま 町菊川3! 町菊川3! のメート	れた区 555番地 554番地 いの点	五ヶ浜大岩の	の標識	南宇和郡御荘町御荘地区	別記 2 及 び 4 の と お り
宇区 第193 号	第1種 区画 業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘 町菊川地先	から10メ 基点	A i 300 B i ア	ルの線。 南宇和和 0メート 南宇和和 A から2	とによ 郡御荘 ルの標 郡御荘 171度15	って囲ま 町菊川伊 識 町菊川ブ	れた区 場場から プコギ西	· 毎岸に沿っ [·]		南宇和郡 御荘町御 荘地区	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第194 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘町菊川地先	から10メ 基点	A i B i ア イ	ルの線。 南宇和和 南宇和和 A から ートル(とによる 郡御荘の 南宇和和 南宇和 カ点 南宇和和	って囲ま 町菊川20 町菊川20 耶御荘町	れた区 617番地 617番地 517番地 「中浦テ	最大低潮時 或 現場浜北角 黒櫛西鼻 レビ塔見通 ヶ崎見通し	U200	南宇和郡御荘町御荘地区	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第195 号	第1種 区画漁 業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘 町菊川地先	から10メ 基点	X — Ь. А і В і	ルの線の 南宇和和 南宇和和	とによ 郡御荘 郡御荘	って囲ま 町菊川26 町菊川26	れた区 517番地 517番地	最大低潮時 域 黒櫛西鼻 黒櫛東鼻 ヶ崎鼻見通		南宇和郡 御荘町御 荘地区	別記 2 及 び 4 のと お り

免 許 番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
					ートルの点 イ Bから南宇和郡御荘町高畑猿越中崎鼻見通し80 メートルの点		
宇区 第196 号	第2種区画漁業	魚類養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘 町菊川地先	A Bの直線と最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町菊川2378番地北角 B 南宇和郡御荘町菊川2426番地西角	南宇和郡 御荘町御 荘地区	別記2及 び4のと おり
宇区 第197 号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘町菊川地先	Aア、アイ、イD及びBCの4直線とAB及びCD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域、ただし、字特区第301号の漁業権漁場区域を除く。基点 A 南宇和郡御荘町平山1番地白洲中鼻 B 南宇和郡御荘町荊川1797番地西角 C 南宇和郡御荘町荊川2236-3番地南角 D 南宇和郡御荘町荊川2376番地西角 点 ア Aから南宇和郡御荘町赤水宮ノ鼻見通し250メートルの点 イ Dから南宇和郡御荘町中浦町営住宅見通し300メートルの点	南宇和郡御荘地区	別記 2 及 び4のと おり
宇区 第198 号	第1種区無業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘町菊川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町菊川2236-3番地地先1号標識 B 南宇和郡御荘町菊川2236-3番地地先2号標識 点 ア Aから116度30メートルの点 イ Bから116度30メートルの点	南宇和郡 御荘町御 荘地区	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第199 号	第1種 区画 業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘町菊川地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町菊川2236-3番地地先3号標識 B 南宇和郡御荘町菊川2236-3番地地先4号標識 点 ア Aから114度30メートルの点 イ Bから114度30メートルの点	南宇和郡 御荘町御 荘地区	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第200 号	第1種漁	真珠養	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘町平山地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エE、ED及びCBの7直線とAB及びCD間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、宇区第201号の漁業権漁場区域を除く。 基点 A 南宇和郡御荘町平山526番地港湾防波堤突端 B 南宇和郡御荘町平山262番地東角 C 南宇和郡御荘町平山7番地二又東鼻 D 南宇和郡御荘町平山5番地二又西鼻 E 御荘町平山1番地白洲中鼻 点 ア Aから南宇和郡御荘町大島北鼻見通し25メートルの点 イ アから御荘町成川中網東端見通し170メートルの点 ウ Bから御荘町赤水ヒンデン鼻見通し400メートルの点 エ Eから御荘町赤水宮の鼻見通し250メートルの 点	南宇和郡御荘地区	別記 2 及 び 4 の お り
宇区 第201 号	第1種区画	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘町平山地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町平山444番地1号標識 B 南宇和郡御荘町平山444番地2号標識 点 ア Aから南宇和郡御荘町成川砂浜東端見通し50メートルの点 イ Bから南宇和郡御荘町成川砂浜西端見通し50メートルの点	南宇和郡 御莊町御 莊地区	別記 2 及 び4のと おり
宇区 第202 号	第1種区画漁業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘 町防城成川地 先	A ア、アイ及びイ B の 3 直線と A B 間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域	南宇和郡 御荘町南 内海地区	別記2及 び4のと おり

免 許番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置		漁	均	3	o	X	域	地元地区	制限又 は条件
					基点	B 南ア A	南宇和君 A から3	『御荘町 4度100	T成川オ T成川オ メートル メートル	トシ真谷の シの点	り標識		
宇区 第203 号	第1種漁	真珠養	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘町赤水地先	の最大個 区域 基点	瀬 A BCD アイウエ時 沿	毎 南い南南南メム3つつ岸 宇西宇宇宇・ルかかかかかからら202	N ら 10 2 ア 10 2 ア 10 2 ア 10 3 ア	スートル 「成川オ 〜ルの標 「赤水高 「赤水平 「赤水広	の線 と に 。 も は 数 鼻 は 身 は り の の の 点 点 点 の の 点 点 点 点 の の の 点 点 点 点	6直線とAC間 kって囲まれた D標識から海岸 ら海岸沿い南へ	南宇和郡南内海地区	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第204 号	第1種区無業	真珠養 殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘 町赤水地先	, ,	トノ A 南 B A	レの線と 有宇和君 A から26 A から26	によっ 『御荘 『 事岸沿 【 80度50	って囲ま J赤水23	れた区域 番地第33 メートルの かの点	大低潮時海岸線 比角の標識 D標識	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2及 び4のと おり
宇区 第205 号	第1種区無業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘 町赤水地先		トノ A 南 B 南 ア A	レの線と 有宇和君 有宇和君 A から28	によっ 『御荘 『御荘 80度30	って囲ま 丁赤水52	れた区域 番地第24 番第1北角 の点	大低潮時海岸線 比角の標識 角の標識	南宇和郡御荘町南内海地区	別記2及 び4のと おり
宇区 第206 号	第1種区業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘 町赤水地先	から10メ	トートノ A 南 B 南	レの線と 有宇和君 有宇和君 A から C	によっ 『御荘 『御荘 の度50 >	って囲ま 丁赤水35	れた区域 9番地東角 9番地西角 の点		南宇和郡御荘町南内海地区	別記2及 び4のと おり
宇区 第207 号	第1種区典業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘 町赤水地先	から 5 メ 基点	トノ A 南 B A ア A	レの線と 有宇和君 A から海 A から70	によっ 『御荘 事岸沿い 0度40 ×	って囲ま J赤水74	れた区域 O番地北角 メートルの の点		南宇和郡御荘町南内海地区	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第208 号	第1種区業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘 町赤水地先	基点	A 南 B A ア A ウ E	南宇和君 A から15 A から15 A から15 B から4	『御荘 野岸沿 5度25 > 5度50 > 3度50 >	T赤水74.	2番地第 2 20メートル の点 の点 の点 の点	で囲まれた区域 北角の標識 レの標識	南宇和郡御荘町南内海地区	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第209 号	第1種区業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘町赤水地先	から10メ 基点	トノ A 南 B A ア A	レの線と 有宇和君 A から海 A から1	によっ 『御荘 『岸沿 『 11度40	って囲ま]赤水88	れた区域 3番地北角 メートルの いの点		南宇和郡御荘町南内海地区	別記2及 び4のと おり

免 許番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
宇区 第210 号	第1種区業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘町赤水地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町赤水766番地(南内海漁協)護 岸東角の標識 B 南宇和郡御荘町赤水578番地南角の標識 点 ア Aから40度150メートルの点 イ Aから40度260メートルの点 ウ Bから40度240メートルの点 エ Bから40度130メートルの点	南宇和郡南江市城市	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第211 号	第1種区無業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘町赤水地先	B ア、アイ、イウ及びウ C の 4 直線と B C 間の最大低潮時 海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町赤水971番地ドック内角から6 5 メートルの標識 B 南宇和郡御荘町赤水宮ノ鼻 C 南宇和郡御荘町後越宮ノ鼻 点 ア A から338度70メートルの点 イ A から337度150メートルの点 ウ C から337度150メートルの点	南宇和郡南江町南东山南东	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第212 号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘町高畑地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町後越宮ノ鼻 B 南宇和郡御荘町後越中鼻 C 南宇和郡御荘町高畑25番地北角の標識 点 ア Aから南宇和郡御荘町延命寺鼻見通し50メートルの点 イ Aから南宇和郡御荘町延命寺鼻見通し160メートルの点 ウ Bから南宇和郡御荘町マブネ鼻見通し230メートルの点 エ Cから327度210メートルの点 オ Cから327度60メートルの点 カ Bから南宇和郡御荘町マブネ鼻見通し70メートルの点 カ Bから南宇和郡御荘町マブネ鼻見通し70メートルの点 カ Bから南宇和郡御荘町マブネ鼻見通し70メートルの点	南宇和郡南区内海地区	別記 2 及 び 4 の お り
宇区 第213 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘町高畑地先	A ア、アイ及びイ B の 3 直線と A B 間の最大低潮時海岸線から 5 メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 南宇和郡御荘町高畑1022番地南角の標識 B A から海岸沿い北へ40メートルの標識 点 ア A から90度40メートルの点 イ B から90度40メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記 2 及 び 4 のと おり
宇区 第214 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘町高畑地先	A ア、アイ及びイ B の 3 直線と A B 間の最大低潮時海岸線から 5 メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 南宇和郡御荘町高畑1015番地第 2 北角の標識 B A から海岸沿い南へ40メートルの標識 点 ア A から90度40メートルの点 イ B から90度40メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第215 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘町高畑地先	A ア、アイ及びイ B の 3 直線と A B 間の最大低潮時海岸線 から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町高畑ダキノ下鼻 B 南宇和郡御荘町高畑ダキノ下中鼻 点 ア A から354度150メートルの点 イ B から33度150メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第216 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘 町高畑地先	Aア、アイ、イB及びBAの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町高畑猿越中崎鼻 B 南宇和郡御荘町中浦鉢ヶ崎鼻 点 ア Aから0度202メートルの点 イ Bから0度180メートルの点	南宇和郡御荘町南内海地区	別記 2 及 び 4 の と お り

免 許 番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁場の区域	地元地区	制限又 は条件
宇 <u>区</u> 第217 号	第1種区	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘町中浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 南宇和郡御荘町中浦11番地北角の標識 B Aから海岸沿い南へ62メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡御荘町中浦470番地西角見通し60メートルの点 イ Bから南宇和郡御荘町中浦470番地東角見通し60メートルの点	南宇和郡南江町南内海地区	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第218 号	第1種区無業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘町中浦地先	Bア、アイ、イウ及びウCの4直線とBC間の最大低潮時 海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町中浦1678番地東角の標識 B Aから海岸沿い南へ15メートルの点 C Aから海岸沿い西北西へ30メートルの点 点 ア Bから90度30メートルの点 イ Aから50度35メートルの点 ウ Cから21度30メートルの点	南宇和郡南江市南大海地区	別記 2 及 び4 のと おり
宇区第219号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘町中浦地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町樫ノ浦マブネ鼻 B 南宇和郡御荘町樫ノ浦二子碆 点 ア Aから南宇和郡御荘町黒ダキ鼻見通し85メートルの点 イ Aから南宇和郡御荘町黒ダキ鼻見通し200メートルの点 ウ Bから南宇和郡御荘町段ノ網代西鼻見通し165メートルの点 エ Bから南宇和郡御荘町段ノ網代西鼻見通し50メートルの点	南宇和郡南大田市山市市	別記 2 及 び おり
宇区 第220 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘町中浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 南宇和郡御荘町中浦二子碆 B Aから海岸沿い南へ30メートルの標識点 ア Aから南宇和郡御荘町中浦信田東鼻見通し25メートルの点 イ Bから南宇和郡御荘町中浦信田東鼻から南へ40メートルの標識見通し25メートルの点	南宇和郡南村田村田村田村田村田村田村田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	別記 2 及 び4 のと おり
宇区 第221 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘町中浦地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 南宇和郡御荘町中浦ほうの木鼻 B Aから海岸沿い西へ45メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡御荘町中浦信田東鼻見通し32メートルの点 イ Bから南宇和郡御荘町中浦信田西鼻見通し32メートルの点	南宇和郡南江地区	別記 2 及 び4 のと おり
宇区第222	第1種漁	真珠養	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘町中浦地先	Bエ、エオ、オア、アイ、イウ及びウCの6直線とCB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町中浦樫ノ浦戸ノ浦鼻 B 南宇和郡御荘町中浦樫ノ浦段ノ網代東鼻 C 南宇和郡御荘町中浦樫ノ浦延命寺南鼻 点 ア Aから110度430メートルの点 イ Aから110度840メートルの点 ウ Cから南宇和郡御荘町高畑猿越中崎見通し100メートルの点 エ Bから170度245メートルの点 オ Aから90度450メートルの点	南御海南区	別記 2 及 2 及 3 おり

免 許 番 号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域	地元地区	制限又 は条件
宇区第223	第1種漁	真珠養	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘 町中浦左右水 地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエCの5直線とAC間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 南宇和郡御荘町上すずれ東突端から海岸沿い西へ9メートルの標識 B 南宇和郡御荘町中浦左右水ひあん谷鼻 C 南宇和郡御荘町中浦左右水ブマノ谷鼻 D 南宇和郡御荘町中浦左右水下ノ谷鼻 点 ア Aから30度80メートルの点 イ Bから南宇和郡御荘町あこ木鼻見通し160メートルの点 ウ Dから南宇和郡御荘町深谷鼻見通し380メートルの点 エ Cから南宇和郡御荘町ヨウケ鼻見通し線とDから南宇和郡御荘町深谷鼻見通し線との交点	南御田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第224 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘 町中浦左右水 地先	Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とAB間の最大低潮時 海岸線から5メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡御荘町中浦左右水深谷鼻 B 南宇和郡御荘町中浦左右水長碆鼻 点 ア Aから170度65メートルの点 イ Aから105度175メートルの点 ウ Bから南宇和郡御荘町黒櫛突端見通し94メート	南田本 宇荘町南 田本 田本 田本 田本 田本 田本 田本 田本 田本 田本 田本 田本 田本	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第225 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡御荘町猿鳴地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線から10メートルの線とによって囲まれた区域基点 A 南宇和郡御荘町中矢呂鼻 B 南宇和郡御荘町才五郎ダキ鼻 点 ア Aから南宇和郡内海村角島島頂見通し100メートルの点 イ Bから南宇和郡内海村角島島頂見通し75メートルの点	南宇和郡南江町南内海地区	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第226 号	第1種区選業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡西海町船越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの 4 直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町船越1599番地 (町営西の浜駐車場) 北端の標識 B Aから海岸沿い北へ125メートルの標識 点 ア Aから270度250メートルの点 イ Aから270度400メートルの点 ウ Bから270度400メートルの点 エ Bから270度250メートルの点	南西 東 東 町 市 海 び び 下 久 家	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第227 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡西海町久家地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線 とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町久家272番地南角の標識 B Aから海岸沿い北へ30メートルの標識 点 ア Aから85度40メートルの点 イ Bから85度40メートルの点	南宇和郡 西海町船 越及び下 久家	別記 2 及 び 4 のと お り
宇区 第228 号	第1種区典業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡西海町久家地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大低潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町久家272番地北角の標識 B Aから海岸線沿い南へ30メートルの標識 点 ア Aから南宇和郡西海町小浦穴の鼻見通し40メートルの点 イ Bから85度40メートルの点	南宇和郡 西海町 基 及 び 久 家	別記2及 び4のと おり
宇区 第229 号	第1種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡西海 町船越地先	A ア及びア B の 2 直線と A B 間の最大低潮時海岸線から20 メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町船越ウノクソ鼻 B 南宇和郡西海町船越 8 番地(旧造船所)西端の標識 点 ア A から南宇和郡西海町下久家風無鼻見通し150	南宇和郡 西海町船 越及び久 家	別記 2 及 び 4 のと お り

免 許番号	漁 業種 類	漁業の 名 称	漁業時期	漁場の位置	漁 場 の 区 域 地元地区	制限又 は条件
					メートルの点	
宇区 第230 号	第1種漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	南宇和郡西海町船越地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡西海町船越8番地(旧造船所)西端の標識 B 南宇和郡西海町船越竹倉鼻の標識 C 南宇和郡西海町船越348番地の標識 点 ア Aから223度80メートルの点 イ Aから223度延長線とBからC見通し線との交点	別記 2 及 び4 のと おり

別記

- 1 漁期終了後15日以内にすべての養殖施設を撤去しなければならない。
- 2 漁具の設置を示す標識を設置しなければならない。
- 3 操業にあたっては水底電線に支障を及ぼしてはならない。
- 4 漁場に設置するいかだの台数は別に定める知事の指示に従わなければならない。